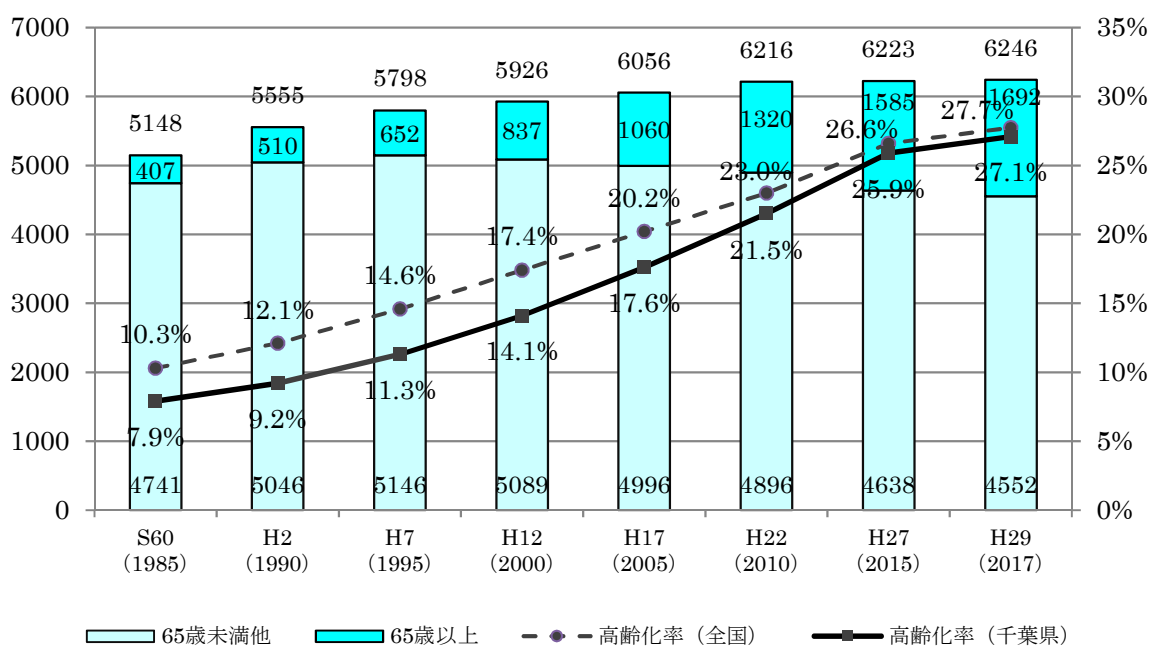


第2章 現状と課題

I. 人口減少と急速な高齢化の進展

- 国民の食生活の改善や衛生水準の向上、医学・医療の進歩等により、日本人の平均寿命が延びたこと等から、我が国では人口の高齢化が進展しています。我が国の高齢化の特徴は、少子化の傾向と相まって、世界に例を見ない速さで進行していることです。
- 千葉県の高齢化率⁵は27.1%で、全国では7番目に低い数値ですが、近年、徐々に全国平均（27.7%）との差が縮まっています。（図1）

（図1）人口の推移（千葉県）
（千人）



※ 昭和60年から平成27年までは総務省統計局「国勢調査結果（各年10月1日現在）」をもとに、平成29年は総務省統計局「人口推計（平成29年10月1日現在）」をもとに作成した。

⁵ 高齢化率：総人口に対する65歳以上の割合のことです。

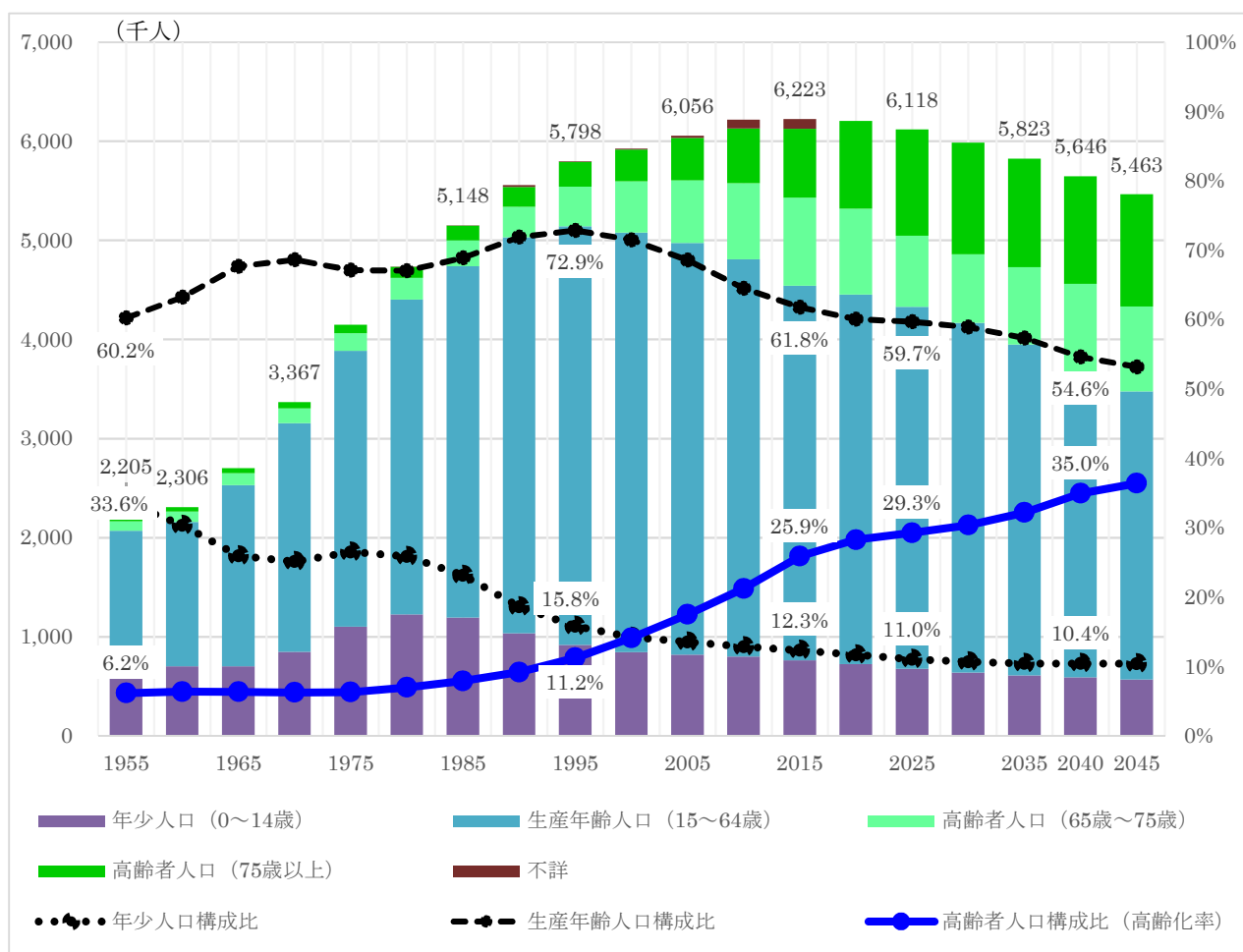
第2章 現状と課題

将来人口推計

○ 我が国では人口減少社会の到来を迎えており、これまで増加を続けてきた千葉県の人人口も、2012年から2年連続で減少しました。2014年には増加に転じたものの、本県の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると、2015年の622万3千人を境に緩やかな減少を続け、2025年には611万8千人、2040年には564万6千人、2045年には546万3千人になると推計されています。(図2)

○ 人口構造についても、年少人口(14歳以下)や生産年齢人口(15歳～64歳)が減少する一方で高齢者人口は増加を続け、2025年には179万1千人(高齢化率*29.3%)、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年には197万3千人(高齢化率35.0%)になると見込まれています。(図2)

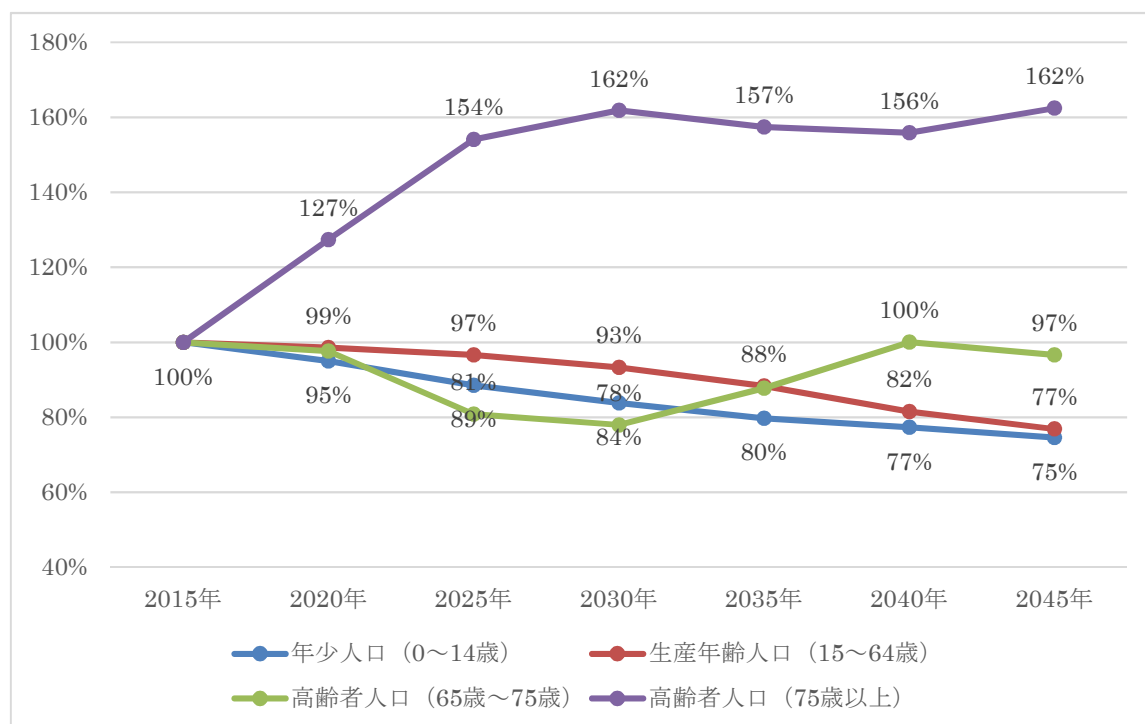
(図2) 千葉県の人口及び年齢区分別の構成比の推移



※ 平成27年(2015年)までは総務省統計局「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年3月推計)」をもとに作成した。

第2章 現状と課題

(図3) 千葉県の高齢化率の対2015年増加率



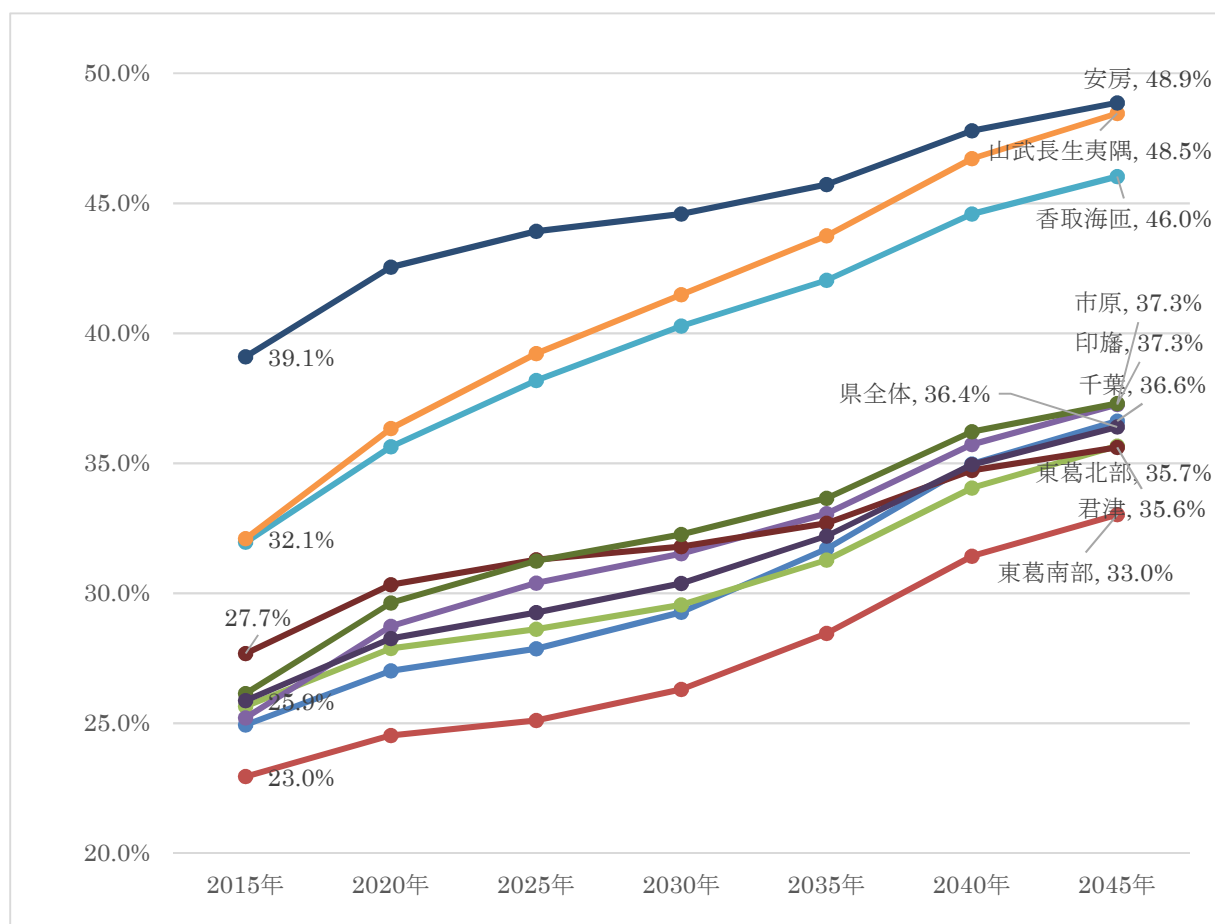
※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (2018年3月推計)」をもとに作成した。

地域別の高齢化率*

- 千葉県内の高齢化率は圏域ごとに異なり、すでに県南部など40%に近い圏域もあります。また、将来的には各圏域とも高齢化が進展するとともに、県西部や千葉市とその郊外圏域においては、高齢者人口の急激な増加が見込まれています。(図4から図7)
- 市町村別の高齢化率も、2018年4月時点で31市町村が30%を超えており、うち11市町が35%以上40%未満、6市町が40%以上です。また、前計画策定年度の2010年と2018年を比較すると、高齢化率20%未満の市町村数は9減少し、浦安市のみとなりました。一方で30%以上35%未満は6増え、35%以上は14増えており、この8年程度の間をみても高齢化の進展状況がうかがえます。更に、2018年時点では6だった40%以上の市町が2025年の推計では11増えて17となり、2040年では29、2045年の推計では31となります。(図8、図9)

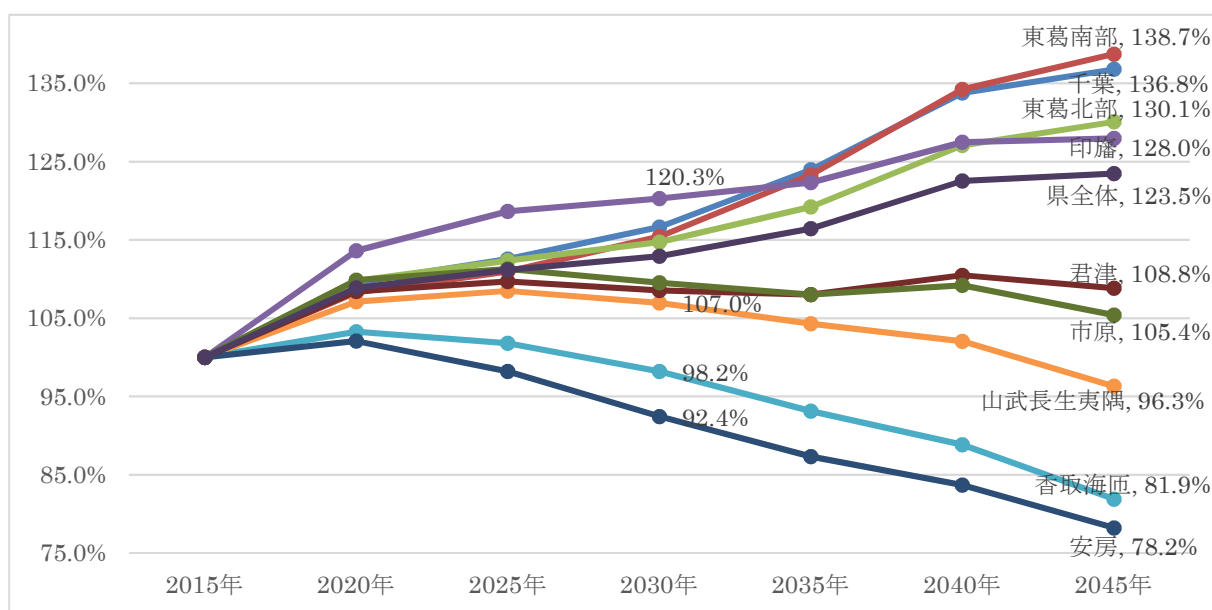
第2章 現状と課題

(図4) 圏域別の高齢化率* (65歳以上人口割合) の推移



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年3月推計)」をもとに作成。
圏域は千葉県高齢者保健福祉圏域。以下、圏域設定は同様。

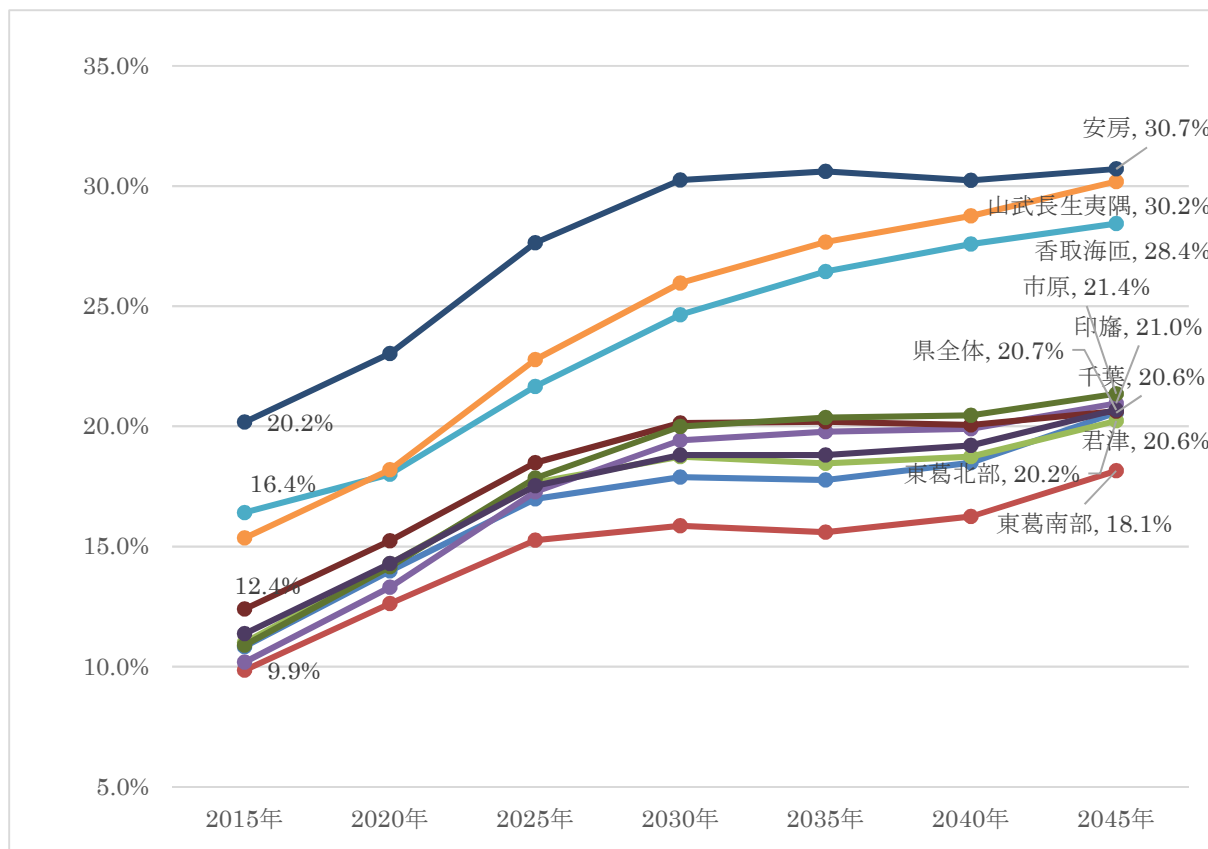
(図5) 圏域別の65歳以上人口の対2015年増加率



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年3月推計)」をもとに作成。

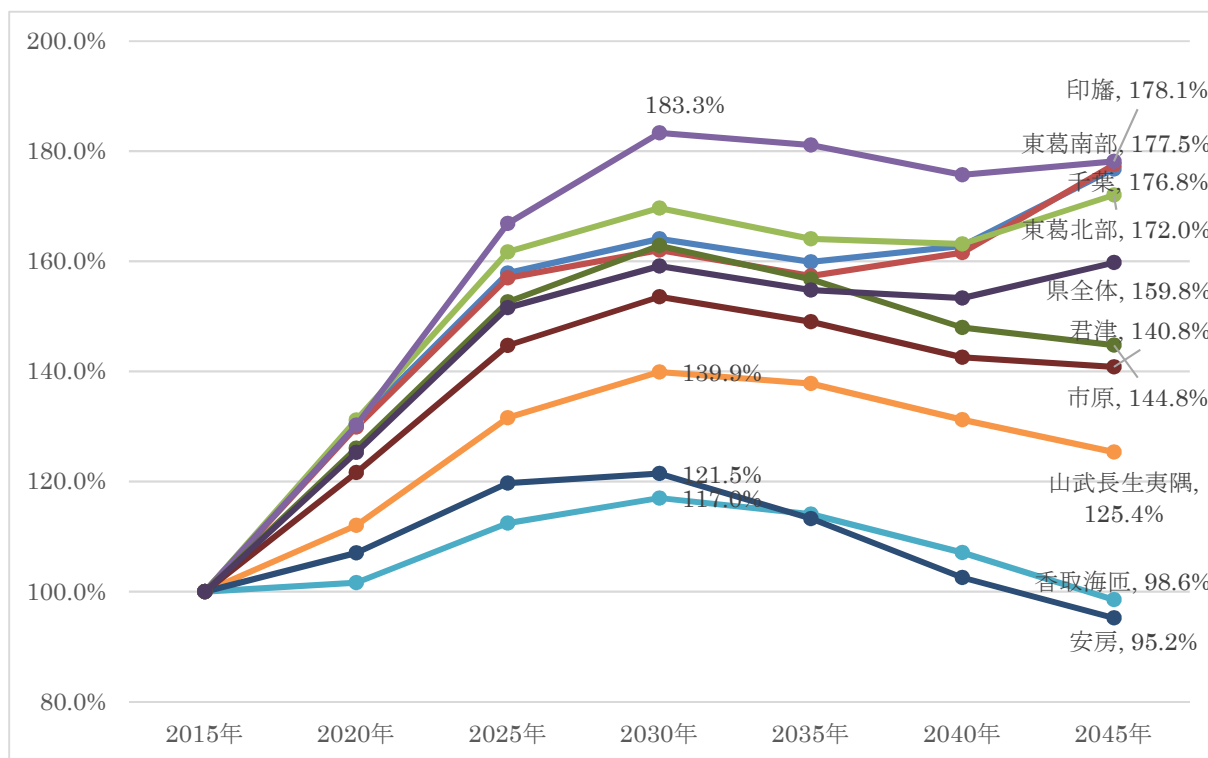
第2章 現状と課題

(図6) 圏域別の75歳以上人口割合の推移



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）」をもとに作成。

(図7) 圏域別の75歳以上人口の対2015年増加率



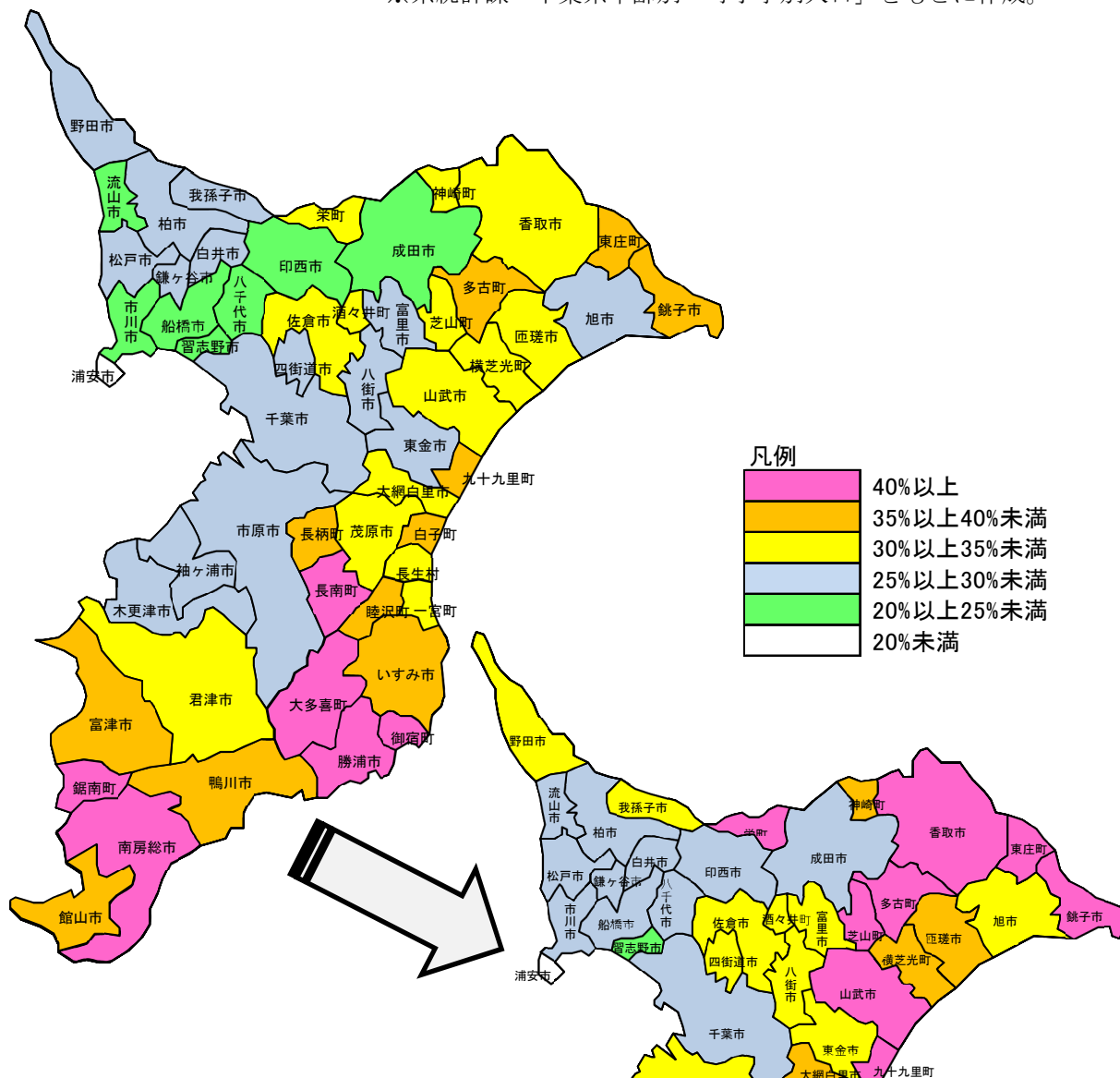
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）」をもとに作成。

第2章 現状と課題

(図8) 県内市町村の高齢化率*の状況

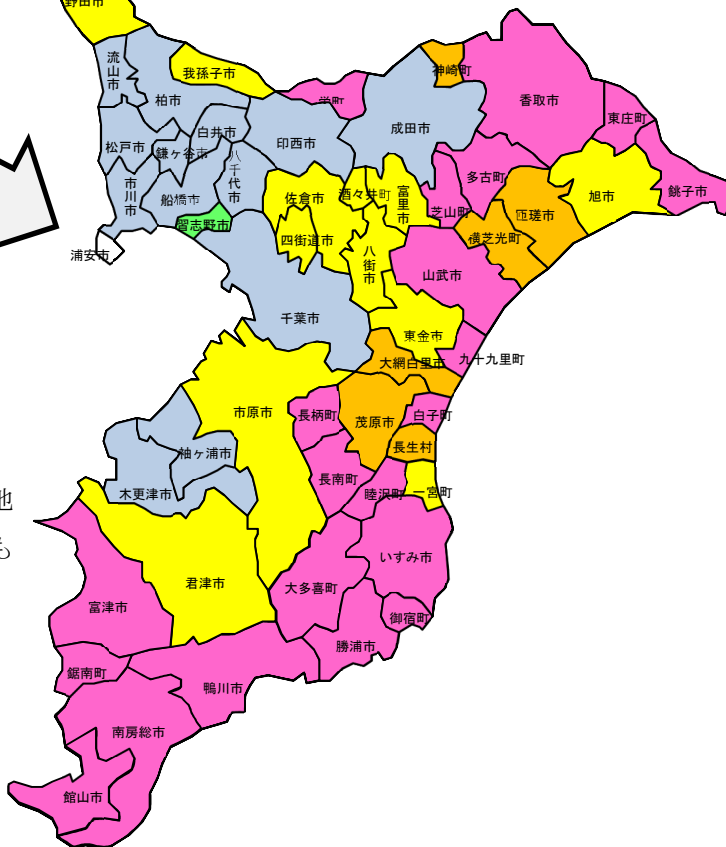
【2018年4月1日現在】

※県統計課「千葉県年齢別・町丁字別人口」をもとに作成。



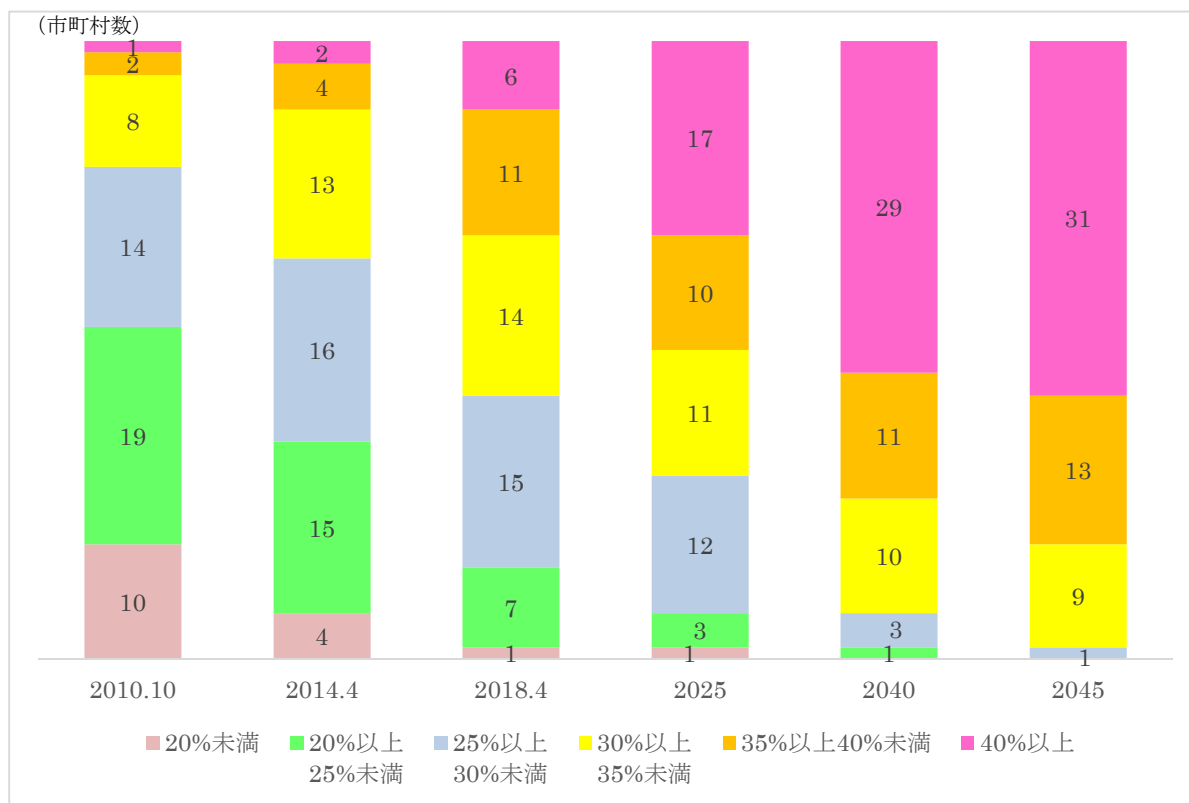
【2025年推計】

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）」をもとに作成。



第2章 現状と課題

(図9) 高齢化率*別の市町村数



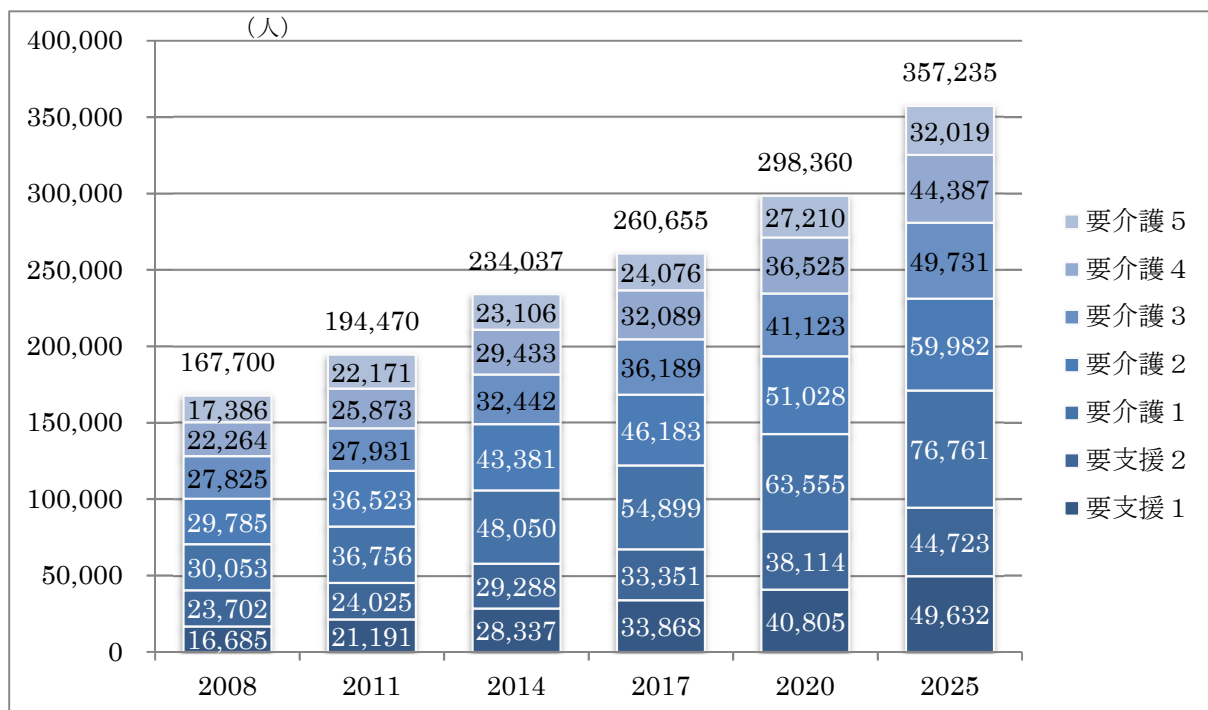
※ 2010年は総務省統計局「平成22年国勢調査結果」、2014年、2018年は県統計課「千葉県年齢別・町丁字別人口」をもとに作成。

要介護者と認知症高齢者

- 急速な高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者数や認知症高齢者数も急激に増加することが見込まれています。
- 本県における要介護（要支援）認定者数は、2014年度は約23万4千人でしたが、2025年度には約35万7千人まで増加するものと見込まれています。特に、要介護4及び5のいわゆる重度者は要介護（要支援）認定者全体の約2割を占めており、2014年度には約5万3千人でしたが、2025年度には7万6千人を超える見込みです。(図10)

第2章 現状と課題

(図10) 要介護(要支援)高齢者数の状況と将来推計(千葉県)

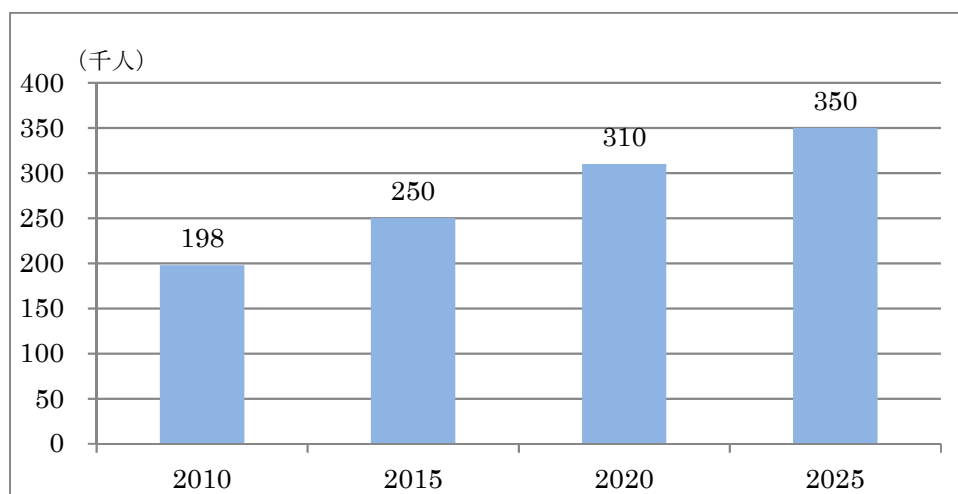


※ 2008年度から2014年度は介護保険事業状況報告(年報)による。2017年度は市町村の見込値の合計による。2020年度、2025年度は市町村の推計値の合計による。

○ また、認知症高齢者も急増していくものと見込まれ、2015年の約25万人から2025年の約35万人へと、10年間で約1.4倍に増加するものと見込まれています。(図11)

(図11) 認知症高齢者の将来推計(千葉県)

新オレンジプランにおける認知症高齢者数 2025年全国値約700万人に対応する将来推計



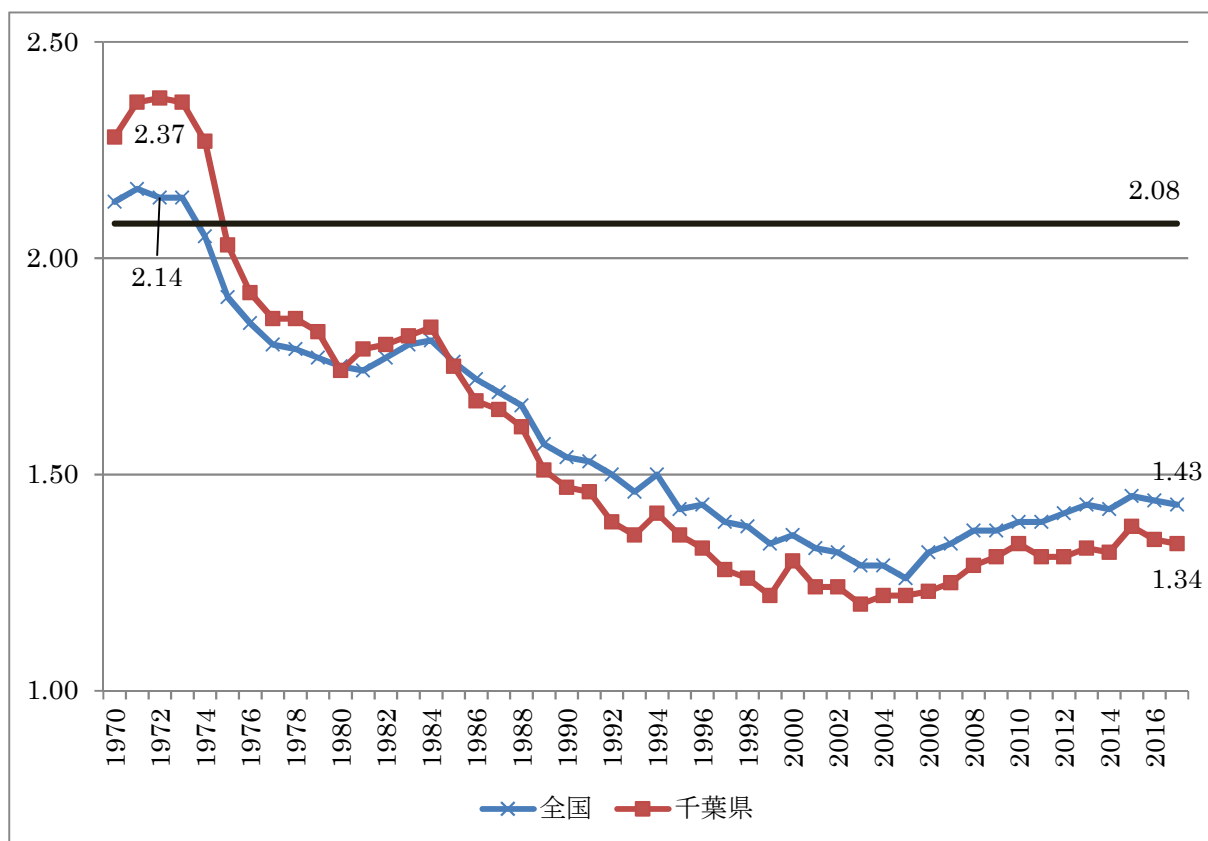
※ 千葉県高齢者保健福祉計画(平成30年度~32年度)をもとに作成。

Ⅱ. 少子化の進行と生産年齢人口の減少

合計特殊出生率⁶

- 千葉県の合計特殊出生率は、1970年代後半から低下傾向にあります。また、1985年からは全国平均を下回る状況が続いており、2017年では1.34と、人口を維持していくのに必要な値とされている2.08を大きく下回っています。(図12)

(図12) 合計特殊出生率の推移 (全国・千葉県)



※ 厚生労働省「人口動態統計」

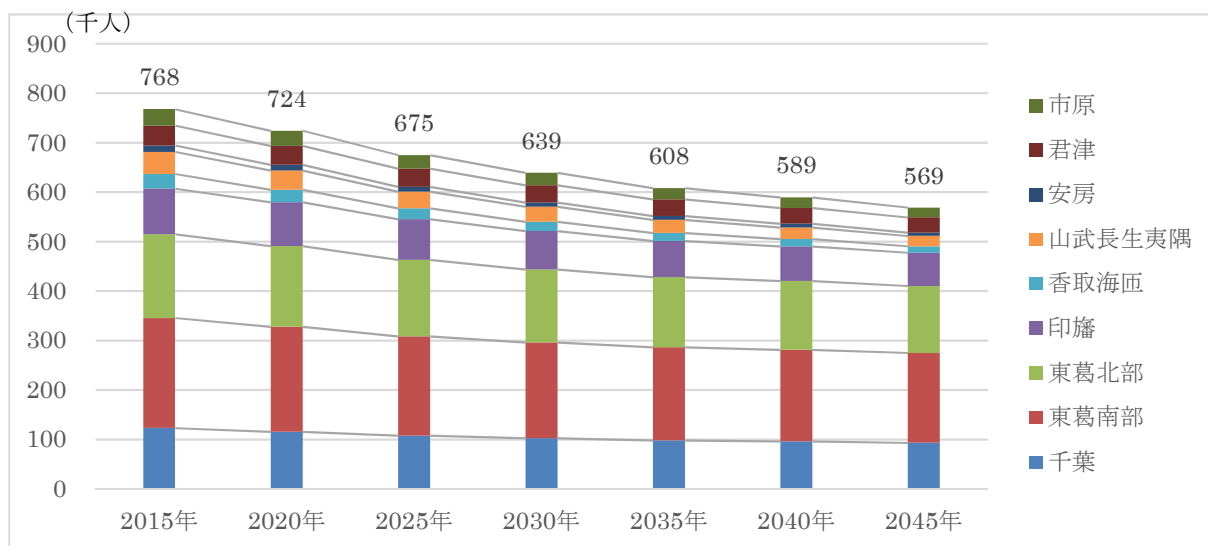
⁶ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性が一生の間に生む子どもの平均数を表します。

第2章 現状と課題

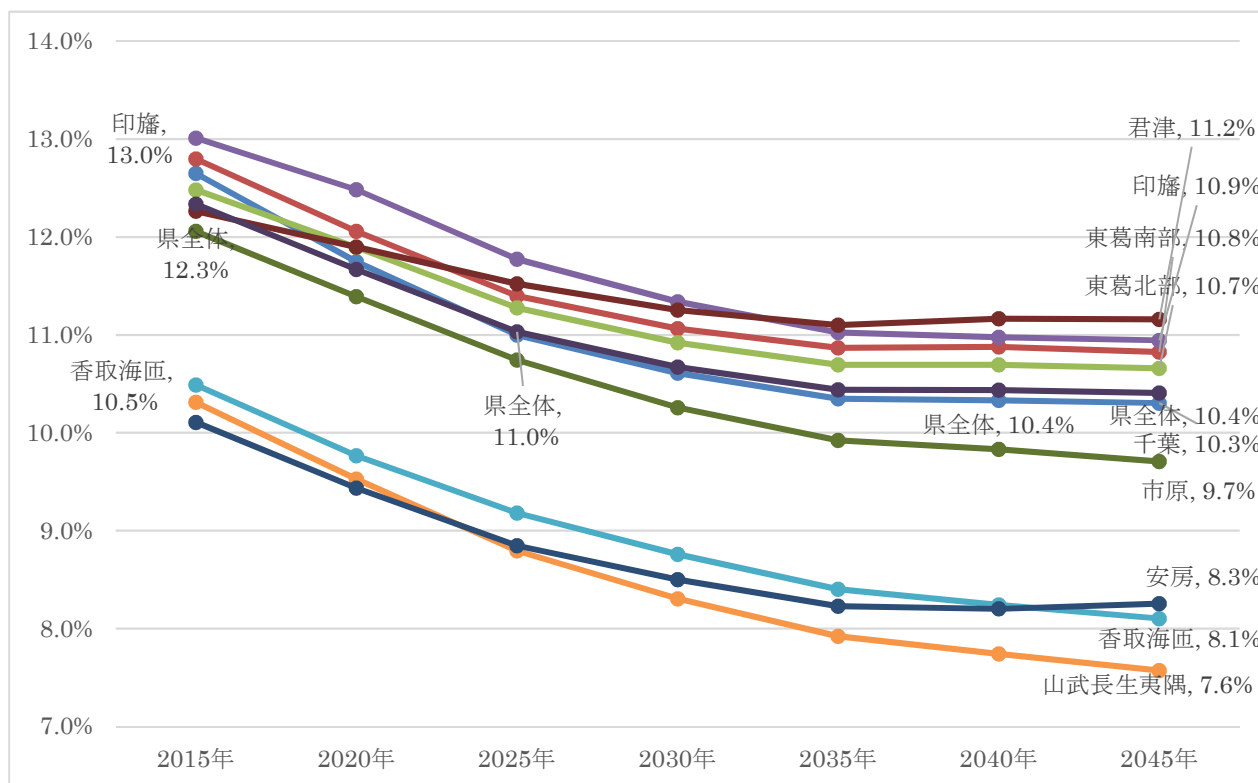
年少人口

○ 千葉県の子少人口（0～14歳）は、2015年では約76万8千人で、千葉県の人口に占める割合は12.3%ですが、2025年には約67万5千人（11.0%）、2040年には約58万9千人（10.4%）、2045年には約56万9千人（10.3%）まで減少する見込みです。（図13、図14）

（図13）年少人口の推移と圏域別の内訳



（図14）年少人口の割合の推移（圏域別）



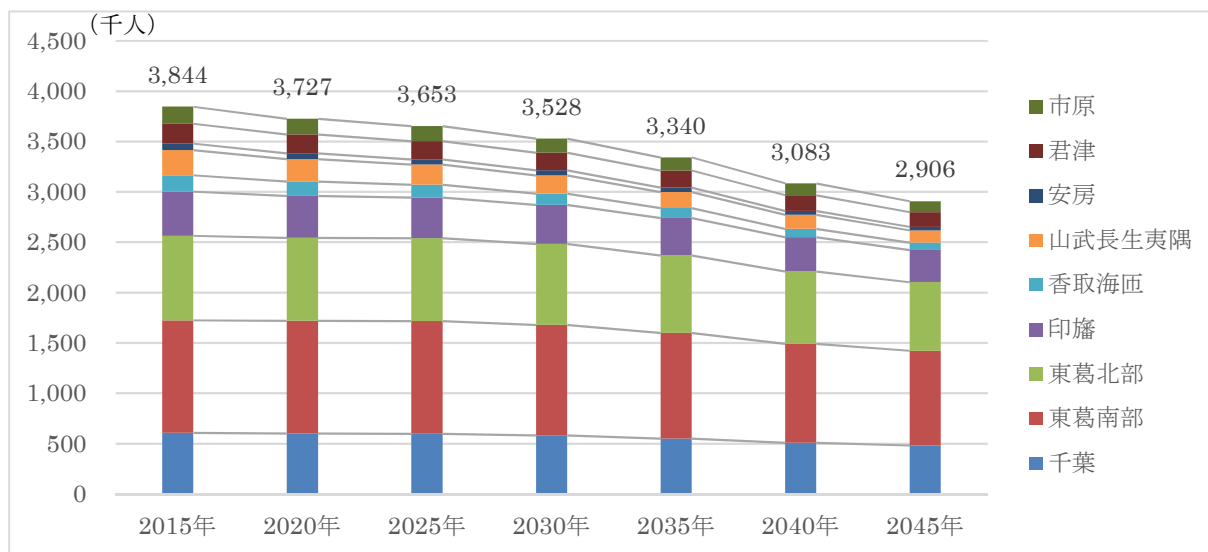
※図13～16は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）」をもとに作成。

第2章 現状と課題

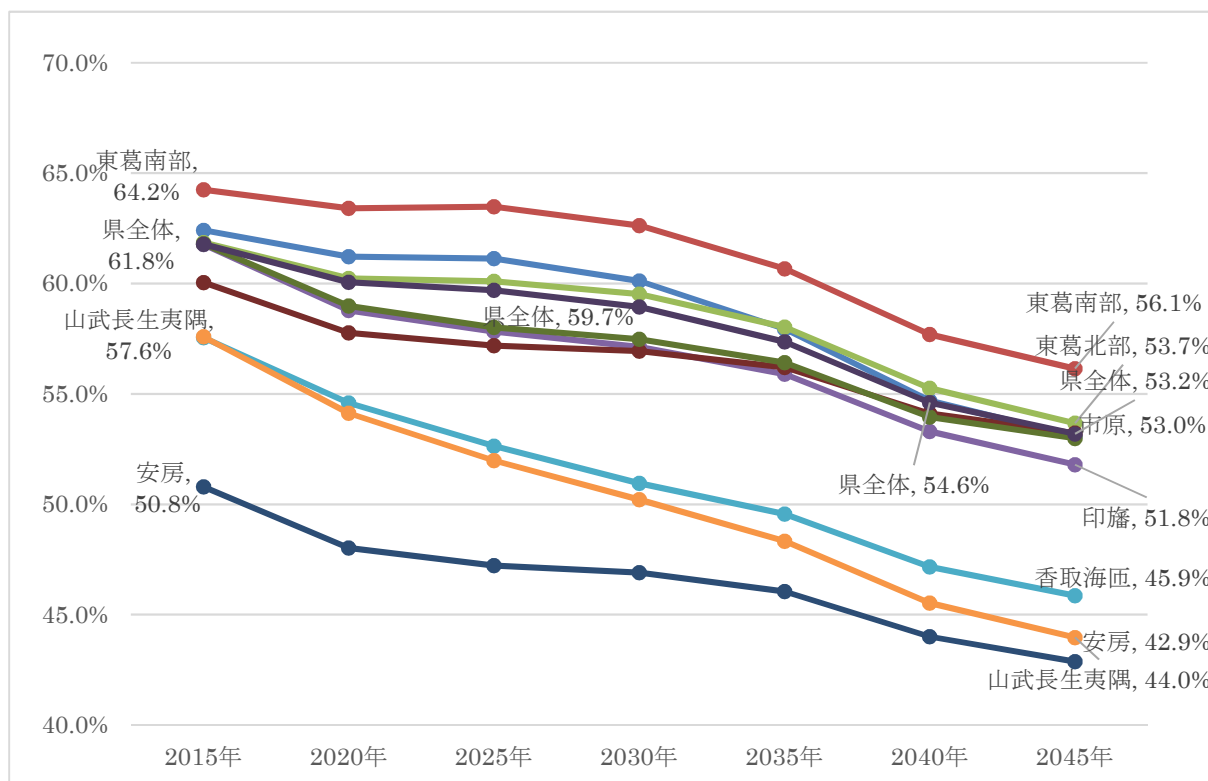
生産年齢人口

○ 千葉県の生産年齢人口（15～64歳）及びその割合は、2015年に約384万4千人（61.8%）でしたが、2025年には約365万3千人（59.7%）、2040年には約308万3千人（54.6%）、2045年には約290万6千人（53.2%）まで減少する見込みです。（図15、図16）

（図15）生産年齢人口の推移と圏域別の内訳



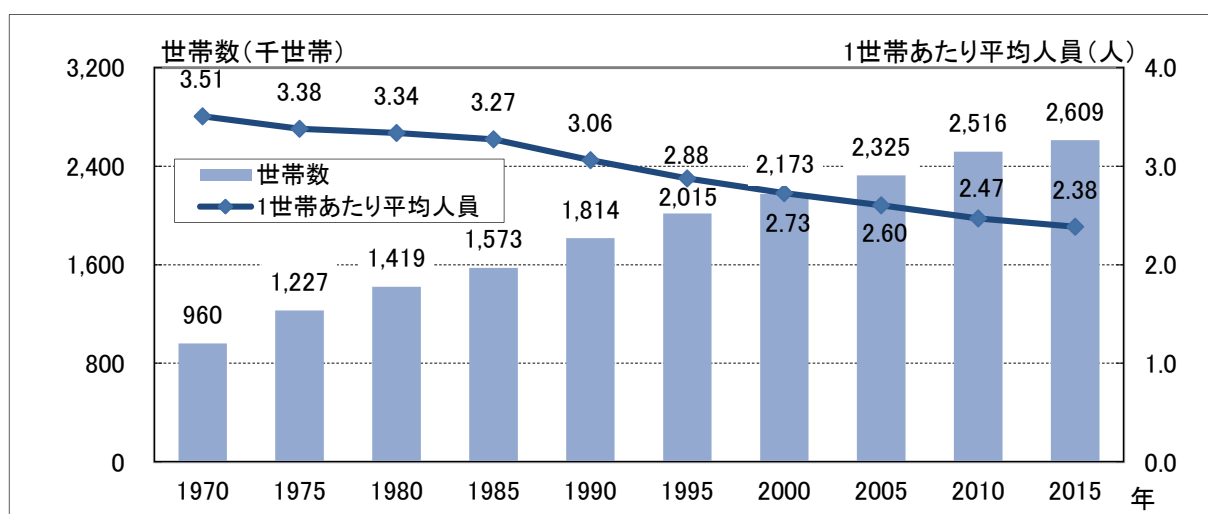
（図16）生産年齢人口の割合の推移（圏域別）



Ⅲ. 核家族、一人暮らし世帯の増加による「家族力」の低下

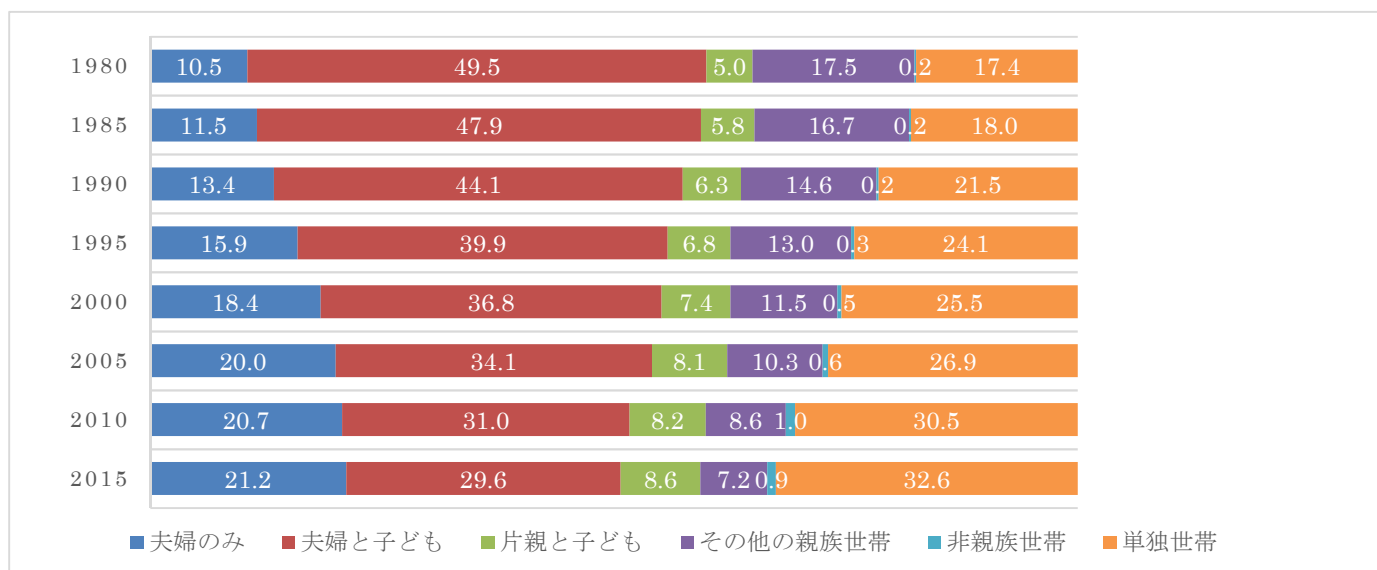
○ 現在、千葉県内の世帯数自体は増加傾向にあります。平均世帯人員をみると減少傾向にあり、2015年は2.38人で全国平均の2.38人と同数でした。なお、2010年の本県の1世帯当たりの人員2.47人からは0.09人減少しています。また、家族類型別の推移をみると、都市化の進展や核家族化等により「夫婦のみ」、「片親と子ども」、「単独世帯」の割合が年々上昇しています。(図17、図18)

(図17) 世帯数と1世帯あたり平均人員の推移(千葉県)



※国勢調査により作成

(図18) 家族類型別一般世帯割合の推移(千葉県)



※国勢調査により作成

第2章 現状と課題

高齢者世帯

- 千葉県内の65歳以上の一人暮らし高齢者は、2015年は258,253人であり、その割合を圏域別に見てみると、特に千葉、市川、船橋、松戸、安房で高くなっています。(表1)
- また、千葉県内の65歳以上の一人暮らしの高齢者は2025年には約31万7千人と2010年の約1.7倍に増加するものと見込まれています。一人暮らしの高齢者は、健康面、社会生活等において、不安とリスクを抱えていることが多く、地域で見守る体制づくりが必要です。(図19)

(表1) 圏域別の一人暮らし高齢者の割合 (単位：人、%)

圏域	一人暮らし高齢者数 ①	65歳以上人口 ②	高齢者全体に 占める割合(①/②)
千葉	43,847	238,213	18.4%
市川	27,999	130,571	21.4%
習志野	18,652	113,443	16.4%
船橋	24,910	142,446	17.5%
野田	5,513	42,678	12.9%
松戸	36,782	201,198	18.3%
柏	14,510	99,189	14.6%
印旛	23,127	177,949	13.0%
香取	4,194	37,265	11.3%
海匝	6,955	52,206	13.3%
山武	8,705	61,665	14.1%
長生	6,469	47,493	13.6%
夷隅	4,584	29,294	15.6%
安房	8,763	50,099	17.5%
君津	12,686	89,896	14.1%
市原	10,557	70,814	14.9%
県全体	258,253	1,584,419	16.3%

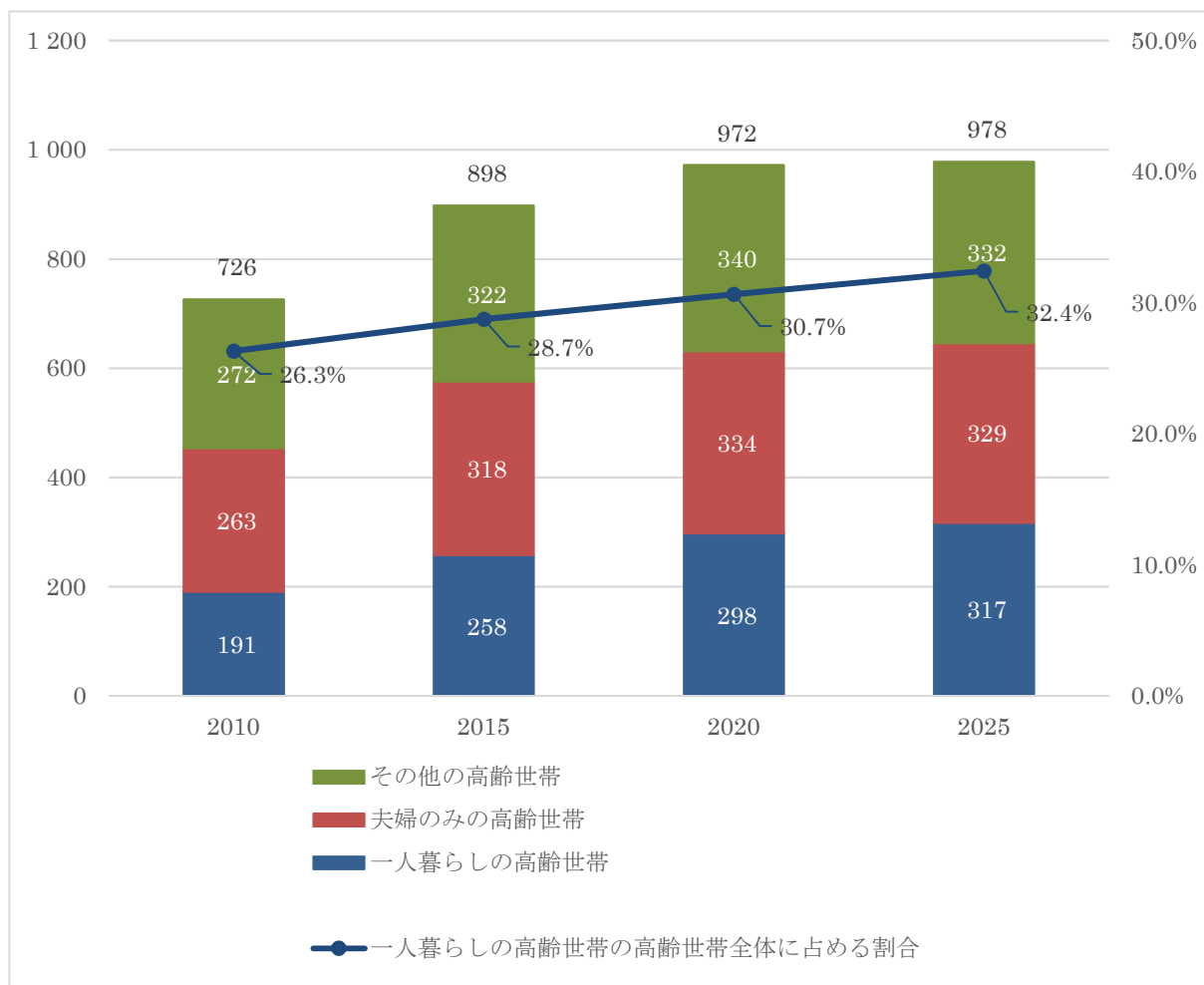
※ 総務省統計局「国勢調査結果(2015年10月1日現在)」をもとに作成。

※ 圏域は、高齢者保健福祉圏域のサブ圏域を含む。

第2章 現状と課題

(図19) 今後の高齢世帯数の推計 (千葉県)

(千世帯)



※2015年までは総務省統計局「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の地域別将来推計(2014年4月推計)」をもとに作成。

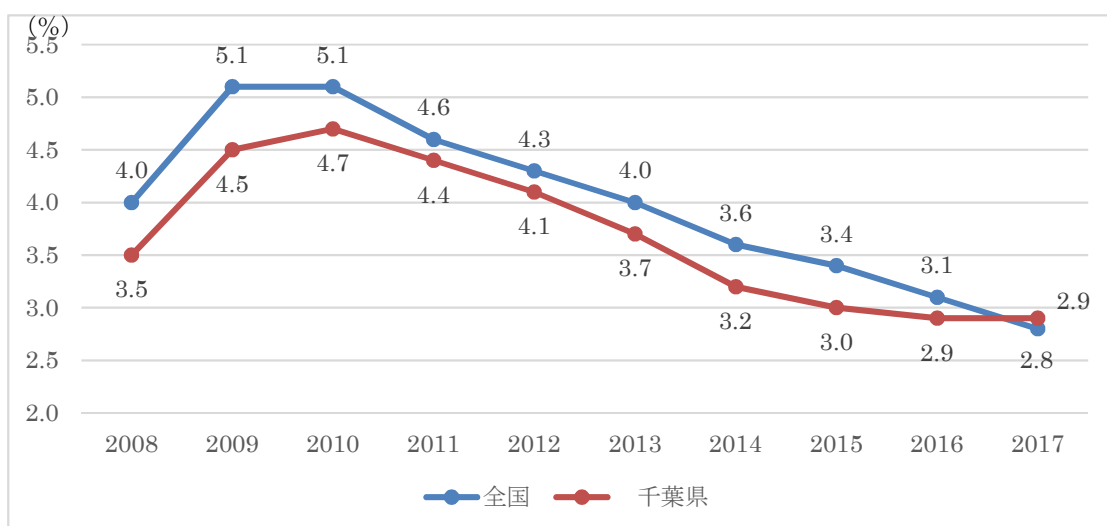
IV. 地域福祉を取り巻く状況の変化

(1) 生活困窮者等の増加

雇用の状況

○ 経済情勢は、緩やかな回復基調が続いており、景気回復を背景とした労働需要の増加により、雇用情勢も改善しています。しかし、フリーター⁷をはじめとする職業能力を形成する機会に恵まれなかった若年者、中高年齢離職者、障害のある人などは、本人に意欲があっても、希望する労働条件等と企業のニーズとのミスマッチにより就労が難しい状況にあり、その対応が課題となっています。(図20、表2)

(図20) 完全失業率の推移 (千葉県)



※ 総務省「労働力調査」 (千葉県はモデル推計値)

(表2) 若年無業者数及び割合

	若年無業者 (人)		15～34歳人口に占める割合 (%)	
	全国	千葉県	全国	千葉県
2002	694,000	37,800	2.0	2.2
2007	632,700	33,200	2.1	2.2
2012	617,300	25,100	2.3	1.9
2017	598,800	29,800	2.3	2.4

※ 総務省「就業構造基本調査」を基に作成

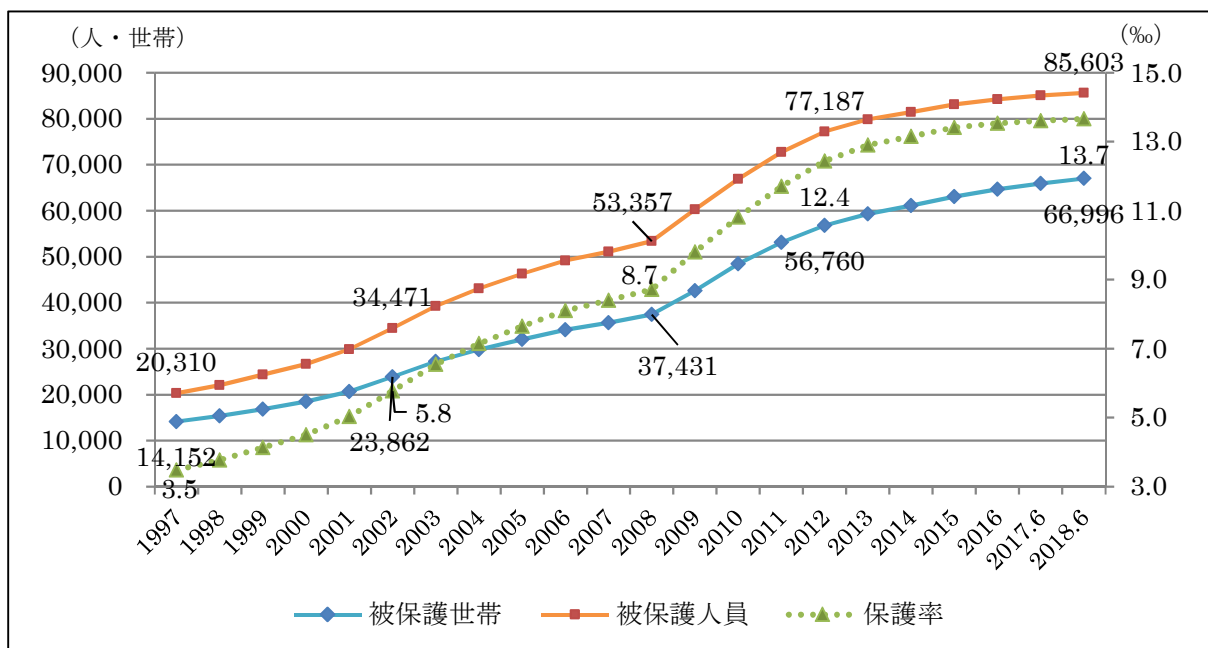
⁷ フリーター：15歳～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人のことをいいます。

第2章 現状と課題

生活保護

- 社会経済の構造的な変化等により生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加していると言われています。2018年6月時点の千葉県の被保護世帯は66,996世帯、被保護人員は85,603人となり、10年前の2008年度（37,431世帯・53,357人）に比べ、大きく伸びています。（図21）

（図21）被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移（千葉県）

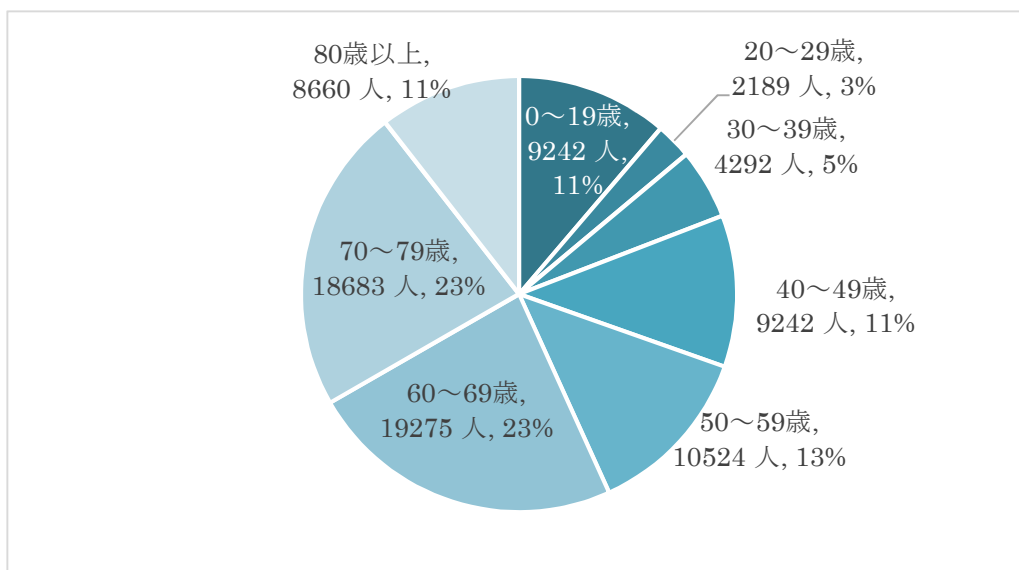


※ 厚生労働省「被保護者調査」を基に作成（各年度1か月平均）。保護率を算定する人口は、千葉県毎月常住人口調査による（毎年1月1日）。2017年、2018年は当該月のデータにより算定。

- 2016年度の千葉県の年齢別被保護人員は、60～69歳が19,275人（構成割合23%）、70～79歳が18,683人（23%）、80歳以上が8,660人（11%）と60歳以上の人約6割を占めています。また、その伸びも近年大きくなっており、2006年と2016年を比較すると、70歳から79歳までは約2.3倍に、80歳以上は約2.6倍に増えています。（図22、図23）

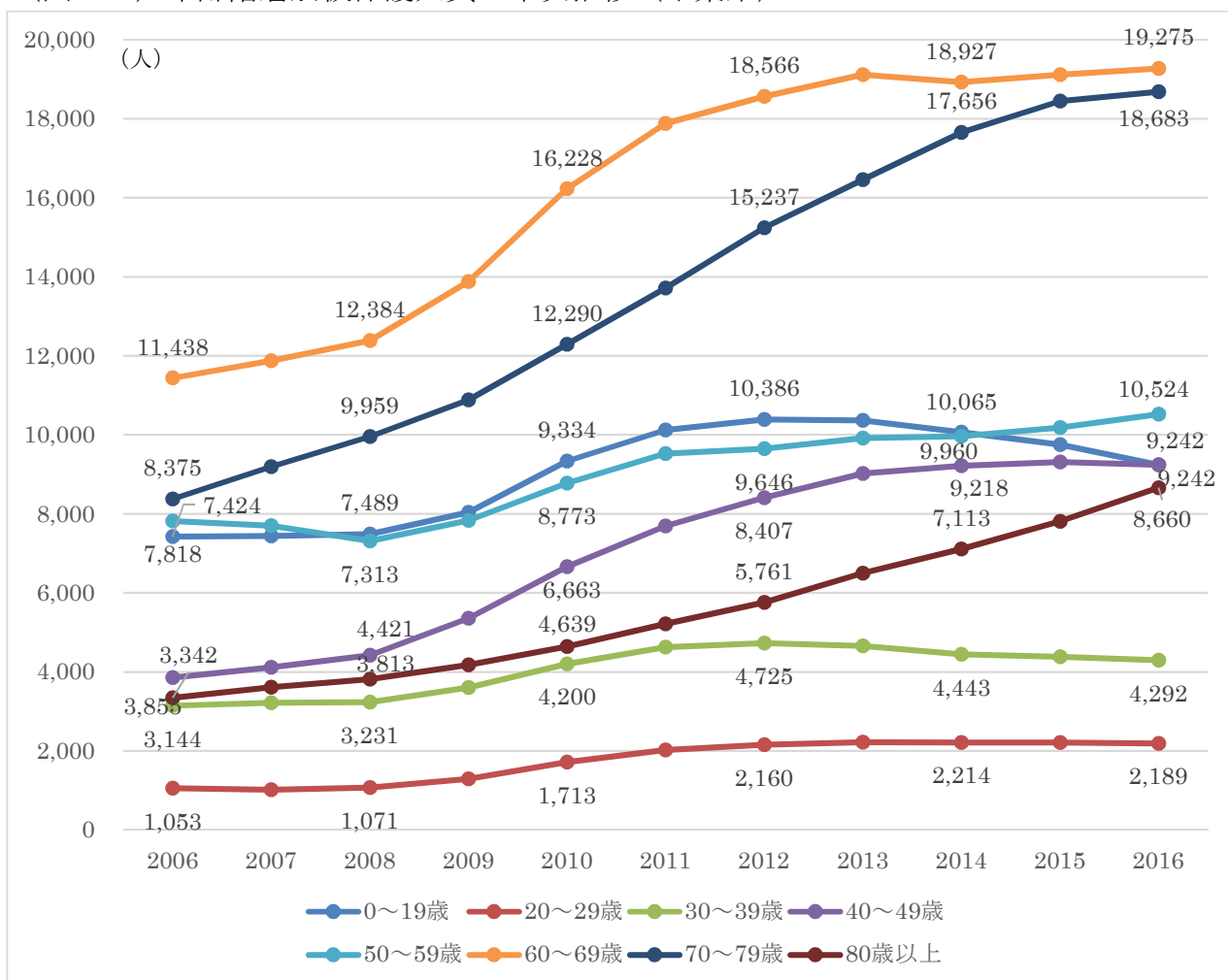
第2章 現状と課題

(図2-2) 2016年度年齢階層別被保護人員(千葉県)



※ 厚生労働省「被保護者調査」を基に作成。

(図2-3) 年齢階層別被保護人員の年次推移(千葉県)



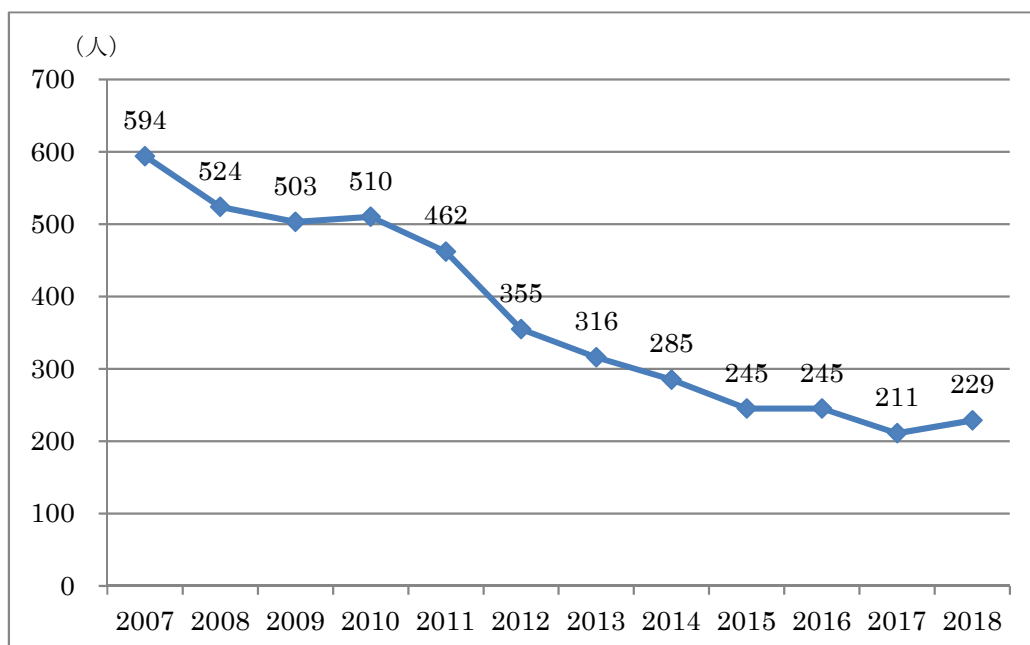
※ 厚生労働省「被保護者調査」を基に作成。

第2章 現状と課題

ホームレス

- ホームレスについては、本県は近年減少傾向にあります。2018年では229人となり、2007年の594人の4割以下になっています。(図24)
- 一方で、厚生労働省の「ホームレスの実態に関する全国調査結果」によれば、ホームレスの「高齢化」「野宿期間の長期化」の傾向は強まっています。高齢者の割合は2012年調査と比較して2016年調査がおよそ1.5倍、10年以上路上生活をしている人の割合はおよそ1.3倍に増加しています。

(図24) ホームレスの実態に関する全国調査結果(千葉県)



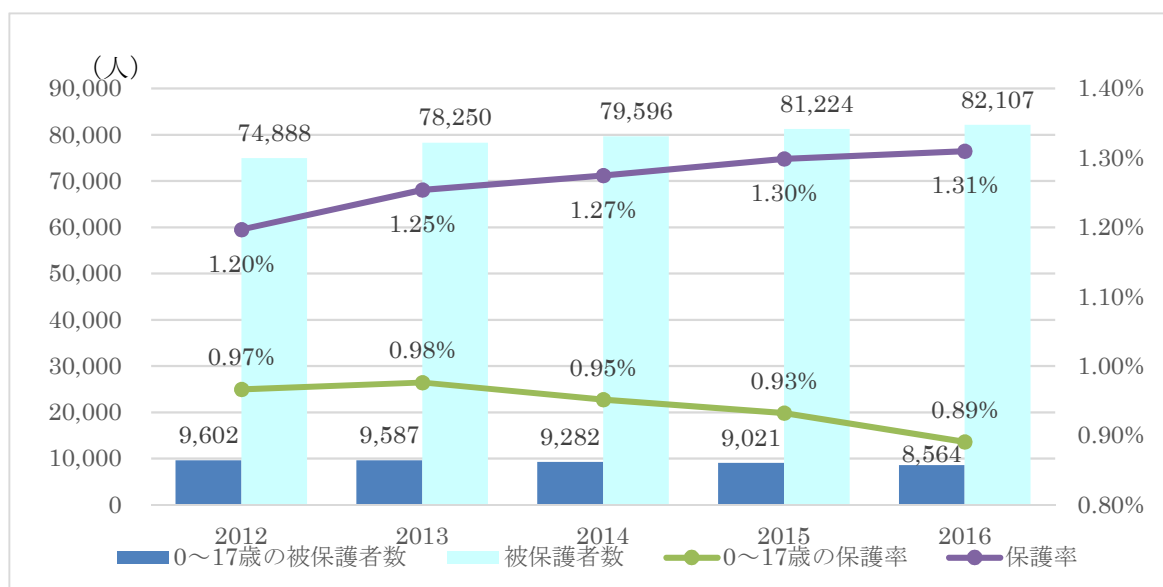
※厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査結果)」に基づき作成。
(各年1月の調査結果)

子どもの貧困

- 生活保護の受給者のうち17歳以下の子どもの数は、本県では2016年で8,564人となっており、保護率は0.89%です。2012年と比較して、生活保護の被保護者数が増加している中で、子どもの受給者は減少傾向にあります。(図25)

第2章 現状と課題

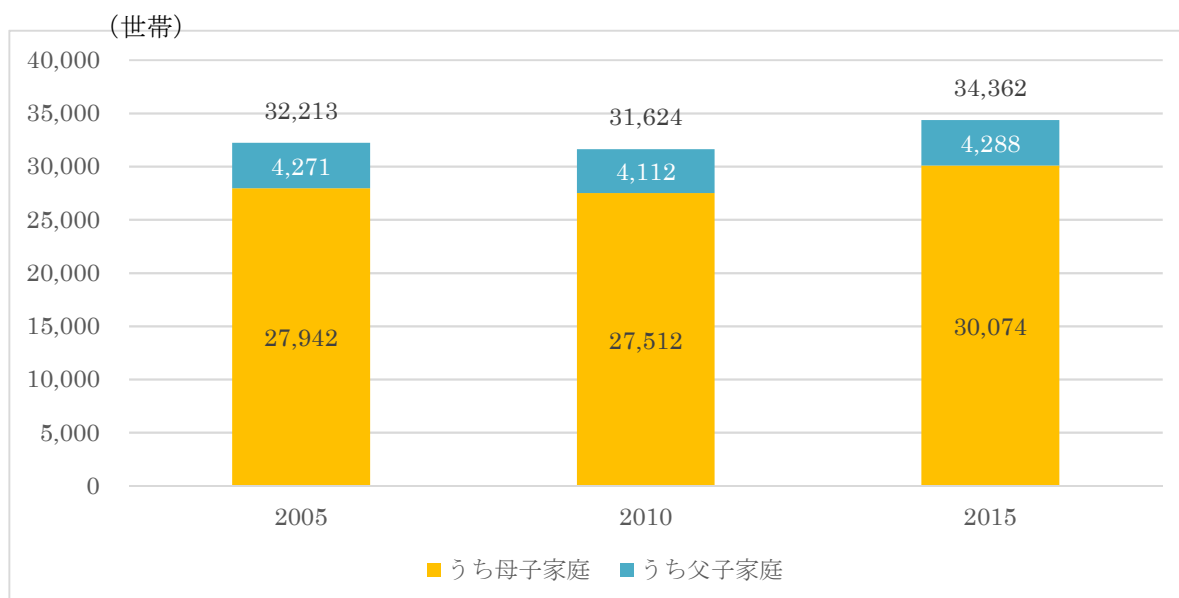
(図25) 生活保護を受給している全体の人数と子どもの人数(千葉県)



※被保護者調査により作成(年次調査・各年7月末日現在)。人口は千葉県毎月常住人口調査による(毎年1月1日)。

- 本県のひとり親世帯数は、2005年の32,213世帯から、2010年に31,624世帯と減少しましたが、2015年には、34,362世帯と増加しています。(図26)

(図26) ひとり親と未婚の子のみの世帯数の推移(千葉県)



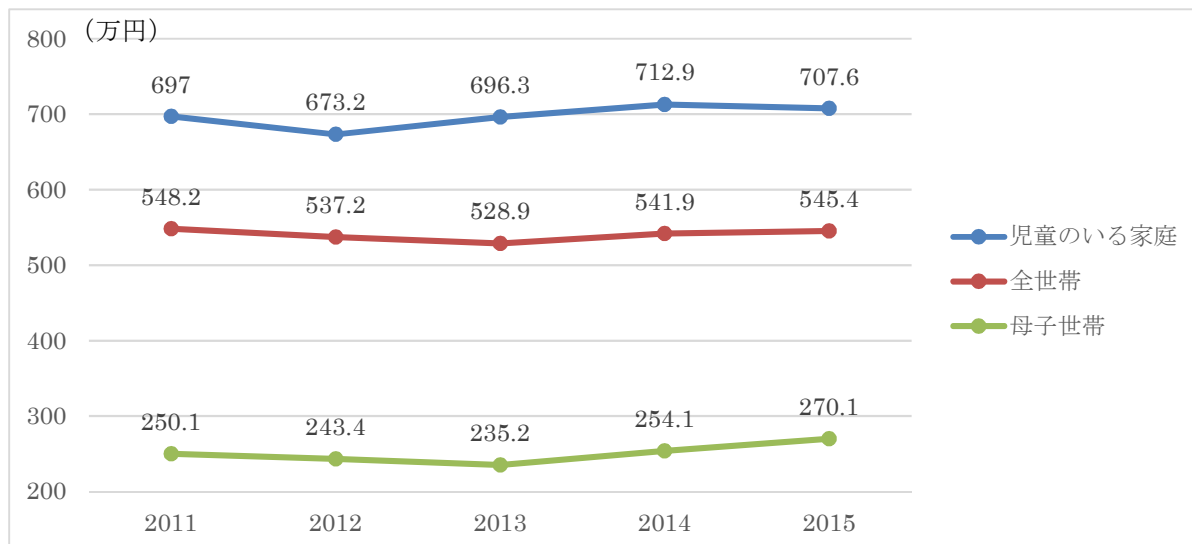
※国勢調査による。

※ひとり親世帯とは、未婚、死別又は離別の親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

第2章 現状と課題

- 全国の母子世帯の平均年間所得を見ると、児童のいる世帯とは大きな差があり、全世帯と比べても低くなっています。(図27)

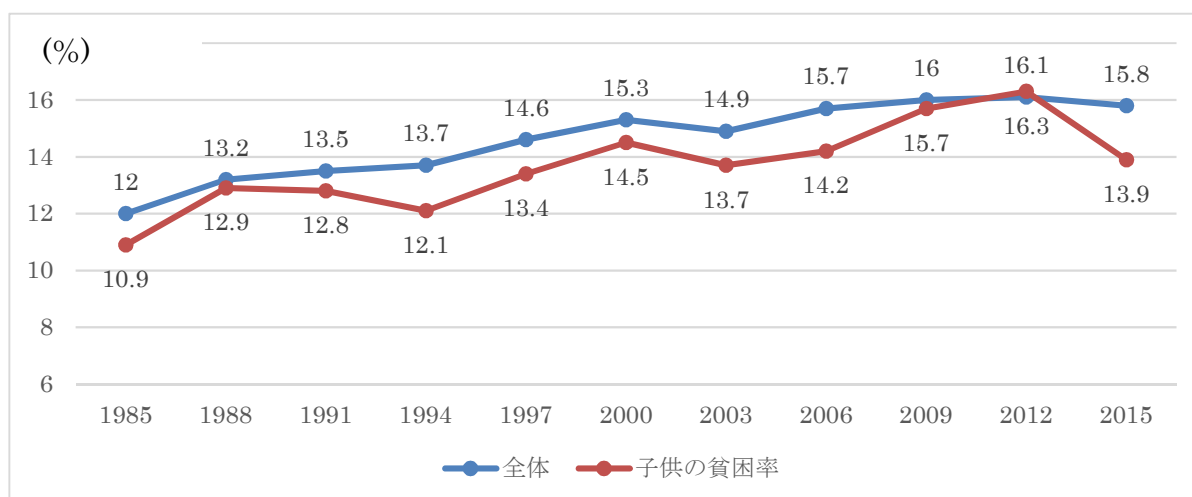
(図27) 全国の世帯当たりの平均年間所得の推移



※国民生活基礎調査による。

- 2015年の全国の子どもの貧困率は13.9%です。また、子どものいる現役世帯の貧困率では、大人が一人の世帯の貧困率が50.8%と高くなっており、大人が二人以上の世帯が10.7%なのに比べ、大幅に高くなっています。(図28、図29)

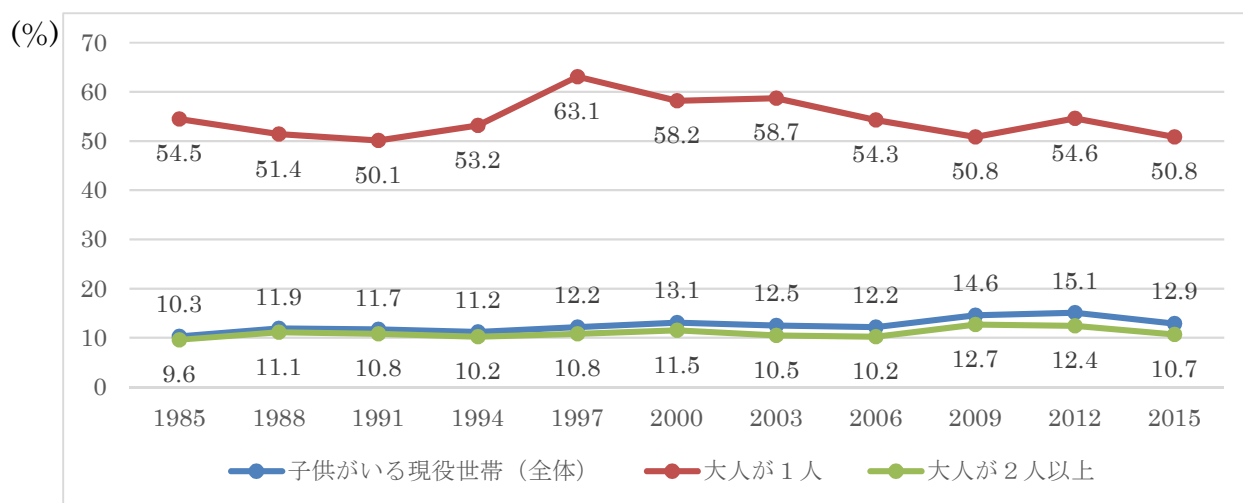
(図28) 子どもの相対的貧困率の推移 (全国)



※貧困率 (相対的貧困率) とは、貧困線 (平均的な可処分所得の半分の額) に満たない世帯員の割合であり、子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合である。

第2章 現状と課題

(図29) 子どもがいる現役世帯の相対的貧困率の推移 (全国)



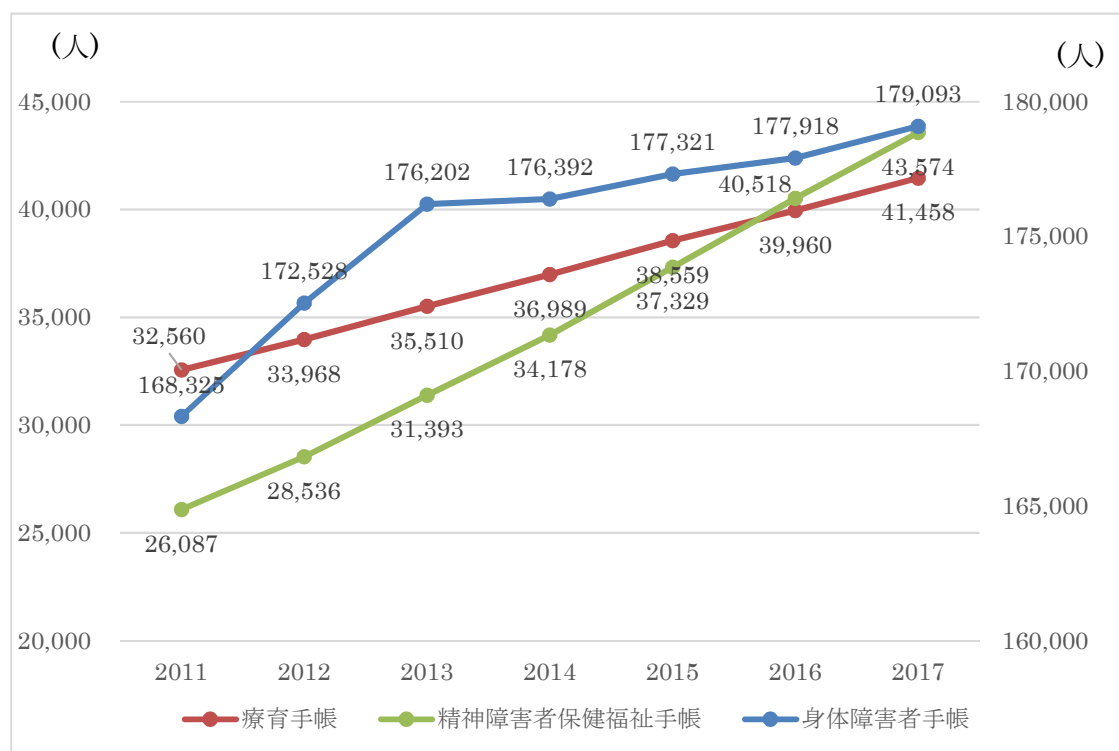
※厚生労働省「国民生活基礎調査」により作成。相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。1994年の数字は兵庫県を除いたもの。大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

第2章 現状と課題

(2) 障害のある人の状況（手帳の所持者数）

- 身体障害者手帳を持つ人は、2017年度末現在で179,093人です。2011年度末と比較して、6.4%増加しており、「内部障害⁸」の人はほかの障害に比べて大きく増加しています（6年間で18.4%増加）。
- 療育⁹手帳を持つ知的障害のある人は、2017年度末現在で41,458人です。2011年度末と比較して、27.3%増加しており、軽度の障害のある人の増加が著しくなっています（6年間で44.5%増加）。「平成30年版内閣府障害者白書、障害者の全体的状況」によると、知的障害に対する認知度が高くなり、療育手帳取得者の増加が要因の一つと考えられます。
- 精神障害者保健福祉手帳を持つ人は、2017年度末現在で43,574人です。2011年度末と比較して、67.0%増加しており、程度別では「1級」は6年間で44.3%増加、「2級」は66.6%増加、「3級」も86.7%増加しています。（図30）

（図30）障害のある人の手帳の所持等の状況（千葉県）



⁸ 内部障害：身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能障害のことです。

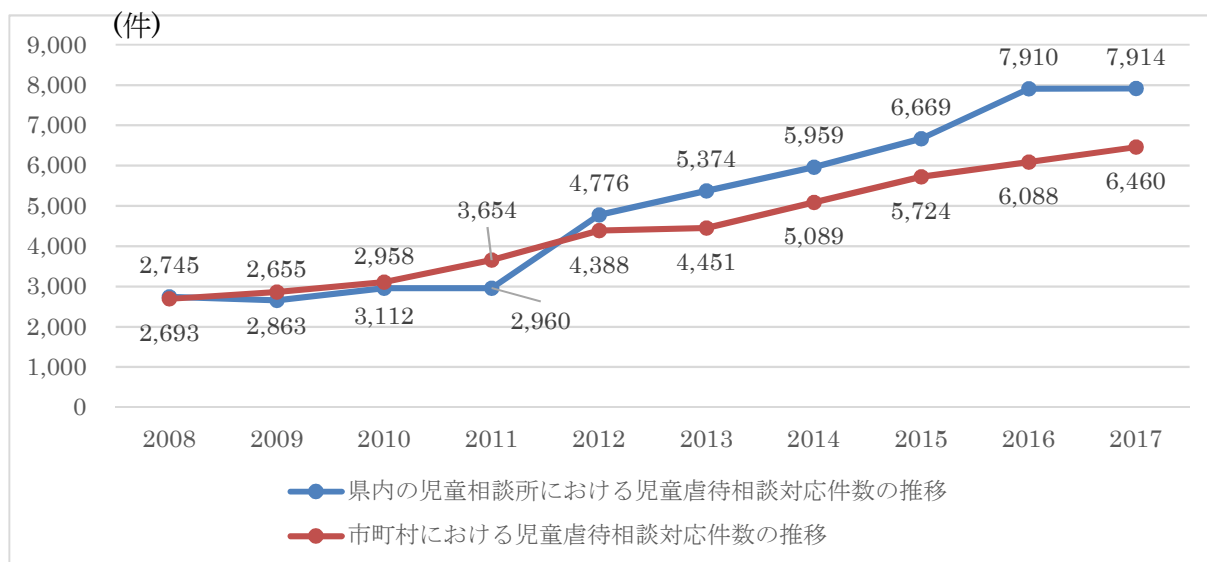
⁹ 療育：「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある児童及びその家族、障害に関し心配のある方等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行なうことです。

第2章 現状と課題

(3) 児童、高齢者、障害者等への虐待

- 県内の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、2011年度から2017年度の6年間で約2.7倍に増加し、2017年度は7,914件となっています。また、市町村における相談対応件数をみても増加しており、2017年度には6,460件にも上っています。(図31)

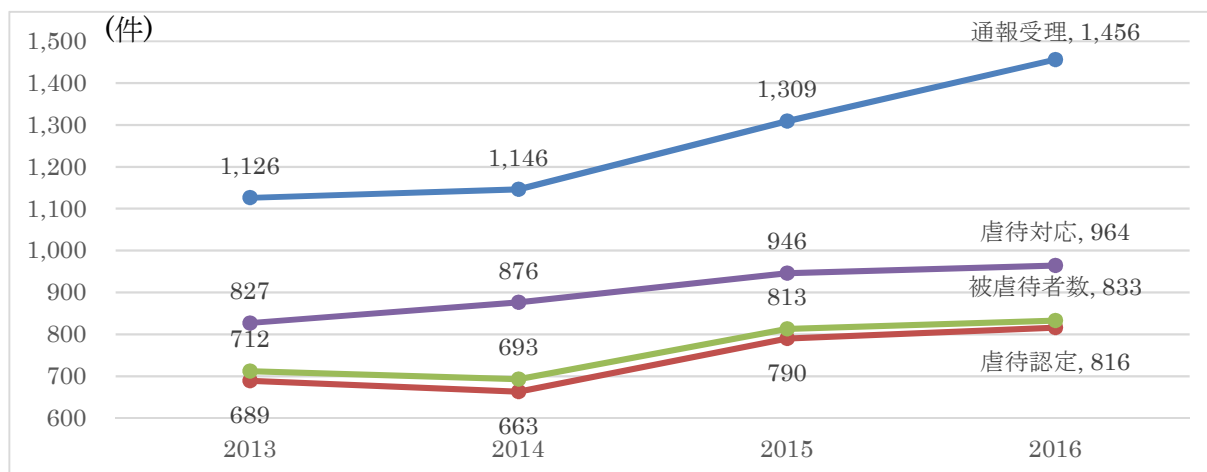
(図31) 児童虐待の相談対応件数の推移 (千葉県)



※ 厚生労働省「福祉行政報告例」に基づき作成。

- 県内市町村で受け付けた養護者による（家庭における）高齢者虐待に関する相談・通報等件数は1,456件（2016年度）で、そのうち、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例は816件でした。身体的虐待、介護放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待などの様々な高齢者虐待が発生しています。(図32)

(図32) 高齢者虐待の対応状況 (千葉県)

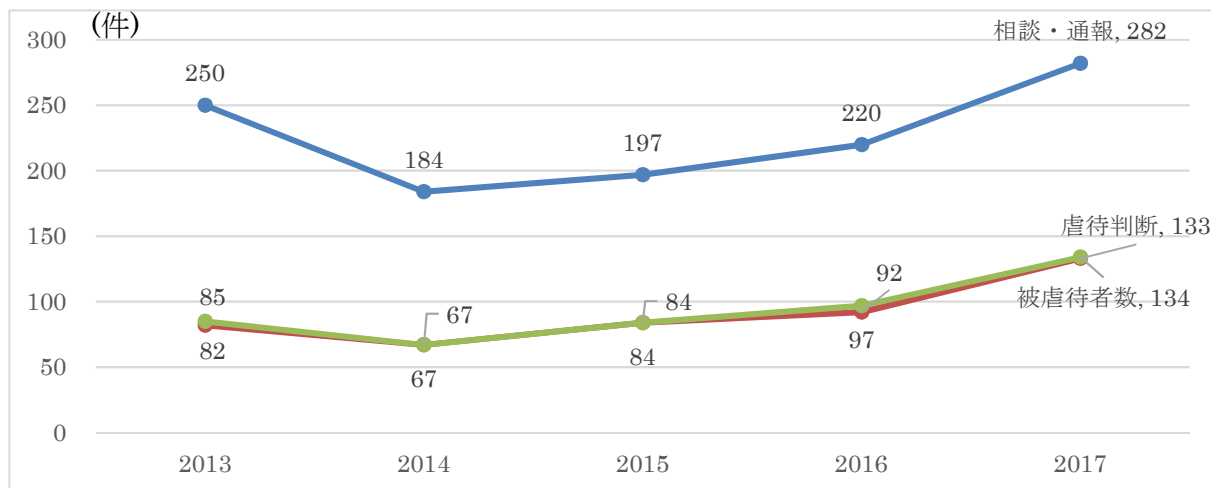


※ 「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」により作成

第2章 現状と課題

- 県及び市町村で受け付けた養護者による（家庭における）障害者虐待に関する相談・通報等件数は282件（2017年度）で、そのうち、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例は133件でした。障害の種別では、知的障害、精神障害のある人への事例が多くなっています。（図33）

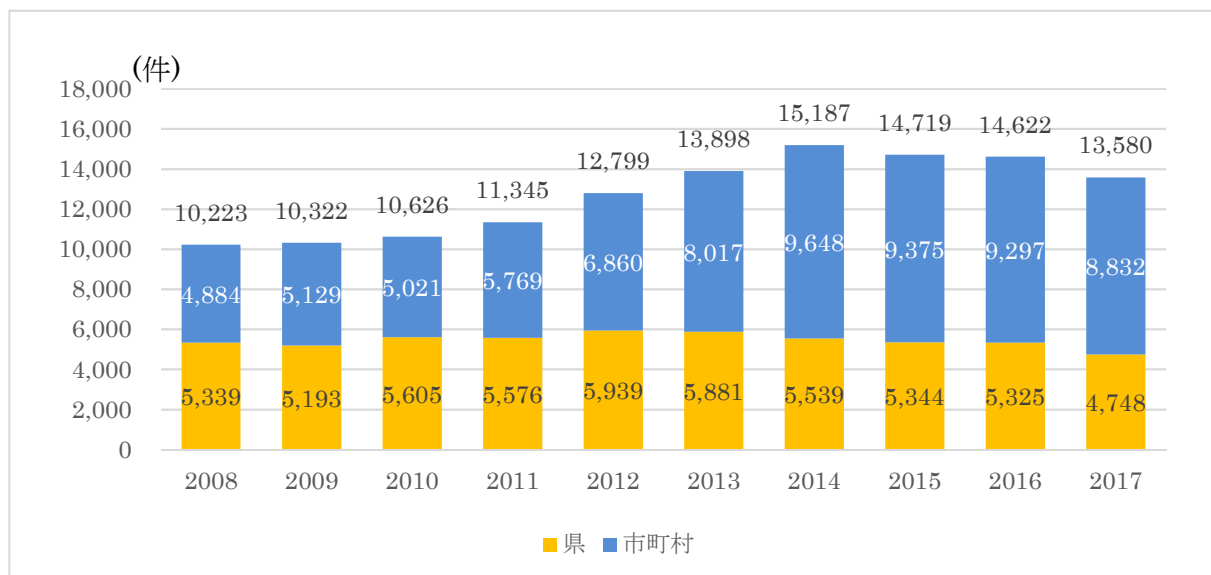
（図33）障害者虐待の対応状況（千葉県）



※「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」による

- 配偶者や恋人など、親密な関係にある人から振るわれる暴力を「ドメスティック・バイオレンス（DV）」といいます。DVは人権侵害です。配偶者暴力相談支援センターや市町村に寄せられた相談件数は、2017年度は県4,748件、市町村8,832件でした。（図34）

（図34）DV相談件数の推移（千葉県）

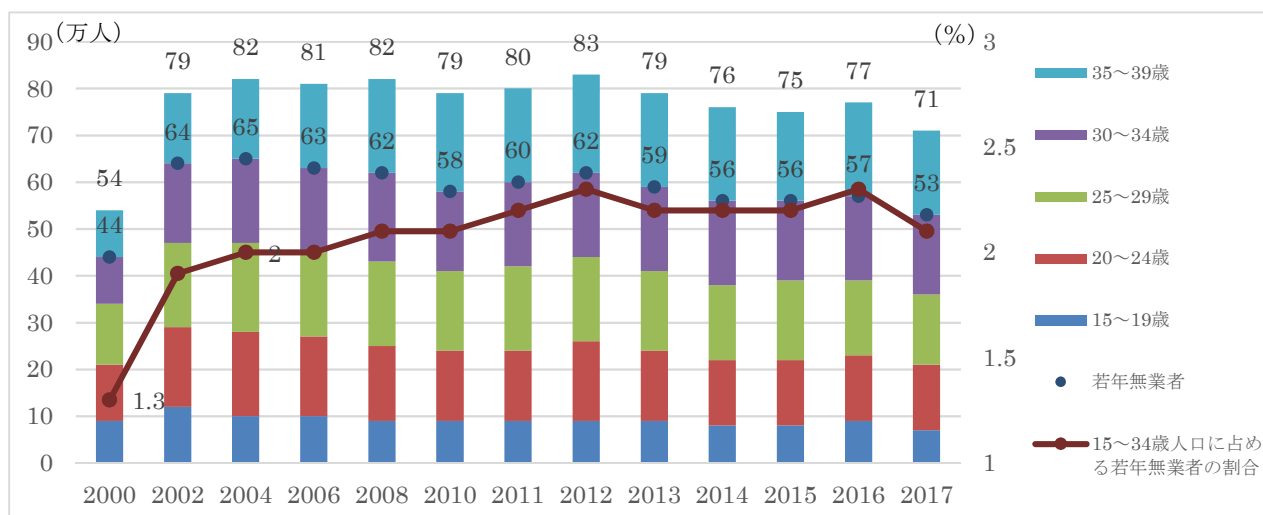


第2章 現状と課題

(4) ニート

- 国では、15～34歳の就業せず、求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない「若年無業者」をニートとして把握しています。2017年度時点で若年無業者は53万人（15～34歳人口の2.1%）とされています。また、より広く15～39歳までの若年無業者をとると、同時点では71万人とされています。（図35）

(図35) 若年無業者数の推移（全国）



※ 総務省「労働力調査」に基づき作成

(5) ひきこもり

- 内閣府が2016年9月に実施した「若者の生活に関する調査」によると、社会的な参加の場面がせばまり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている、いわゆる「ひきこもり」の状態にある人が全国で約54.1万人いると推計されています。（表3）

(表3) ひきこもり群の定義と推計数（全国）

	有効回収数に占める割合 (%)	全国の推計数 (万人)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06	準ひきこもり 36.5万人	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35	12.1	狭義のひきこもり 17.6万人
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.16	5.5	
計		広義のひきこもり 54.1万人	

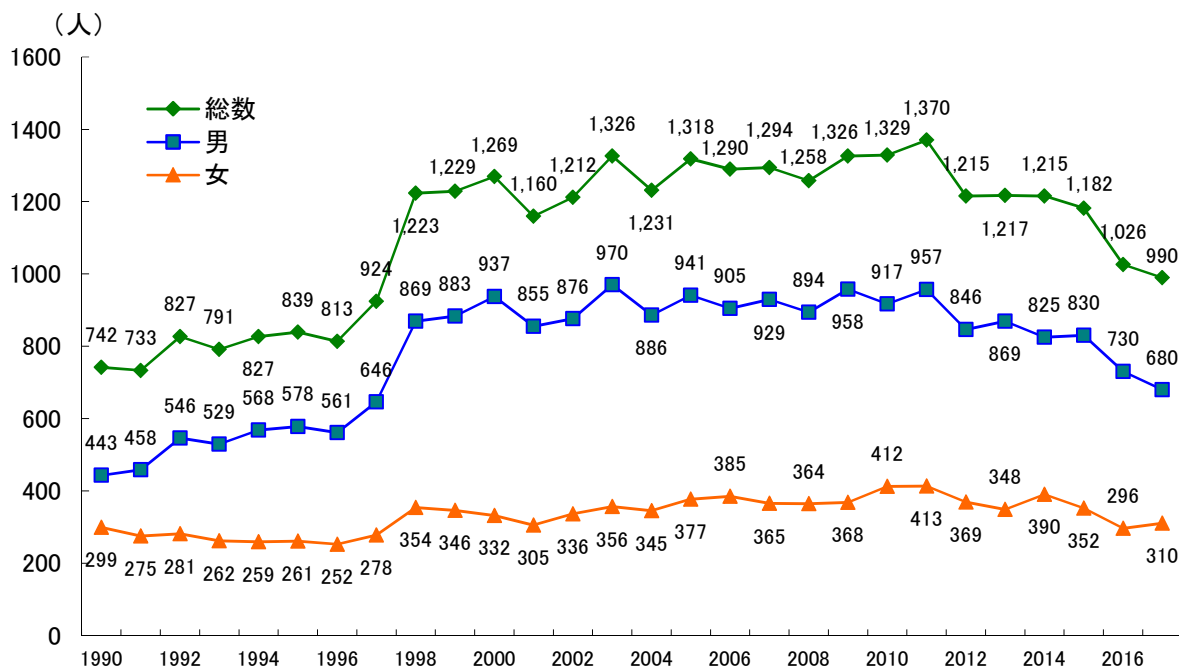
※内閣府「若者の生活に関する調査報告書 H28.9」

第2章 現状と課題

(6) 自殺者

- 自殺者数は、1998年以降、1,300人前後で推移してきましたが、2012年に1,215人に減少、その後、2017年には990人となり、1998年以降で最も少なくなっています。2017年の自殺者数は同年の交通事故死亡者数(233人)の約4倍となっています。(図36)

(図36) 自殺者数の推移(千葉県)



※人口動態統計により作成。

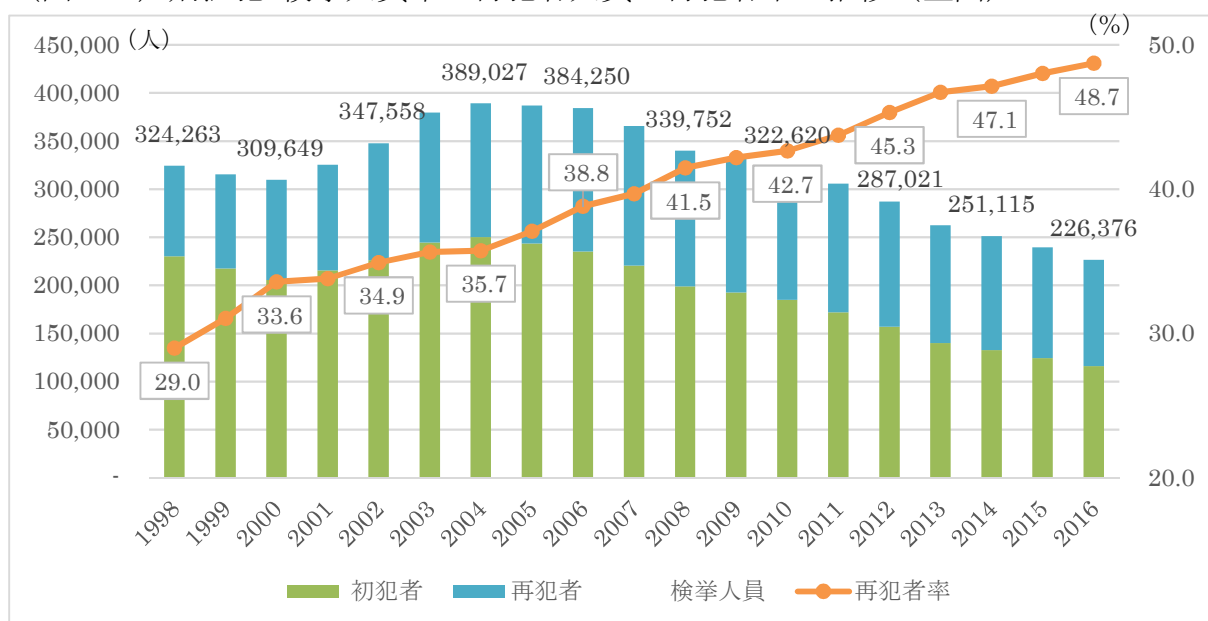
第2章 現状と課題

(7) 更生の支援が必要な人

○ 全国の刑法犯の認知件数は2002年をピークに14年連続で減少しています。一方で、再犯者の人数は2006年をピークに減少傾向にあります。初犯者の人数も再犯者を上回るペースで減少しているため、再犯者率は上昇傾向にあり、2016年で48.7%となっています。(図37)

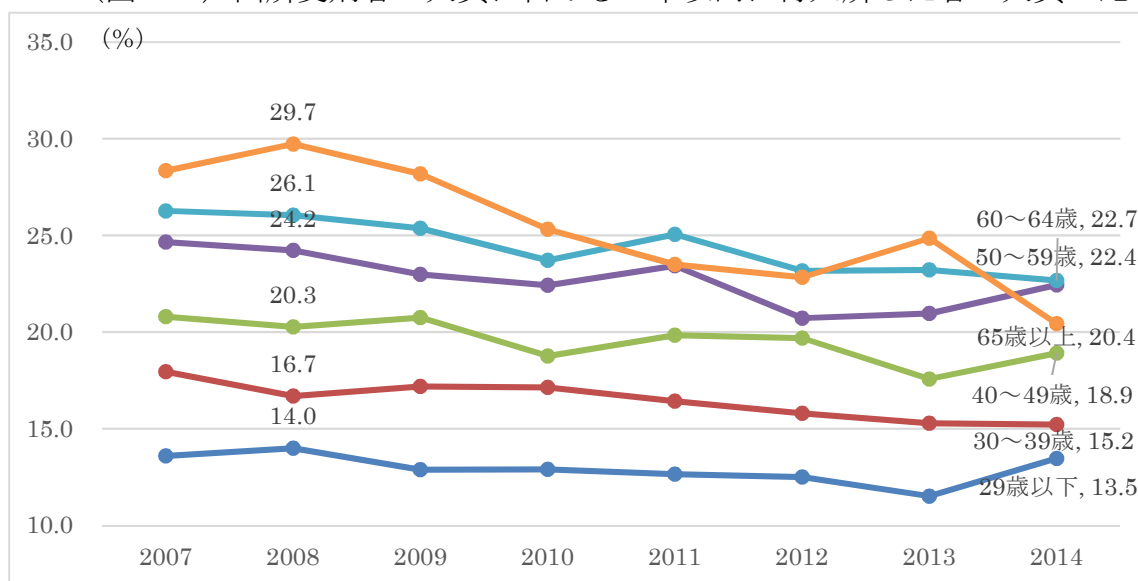
また、出所受刑者の人員に占める2年以内に再入所した人の比率(2年以内再入率)では、50歳以上の再入率が、ほかの年齢層と比べて高い傾向にあります。(図38)

(図37) 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移(全国)



※平成29年版犯罪白書による

(図38) 出所受刑者の人員に占める2年以内に再入所した者の人員の比率



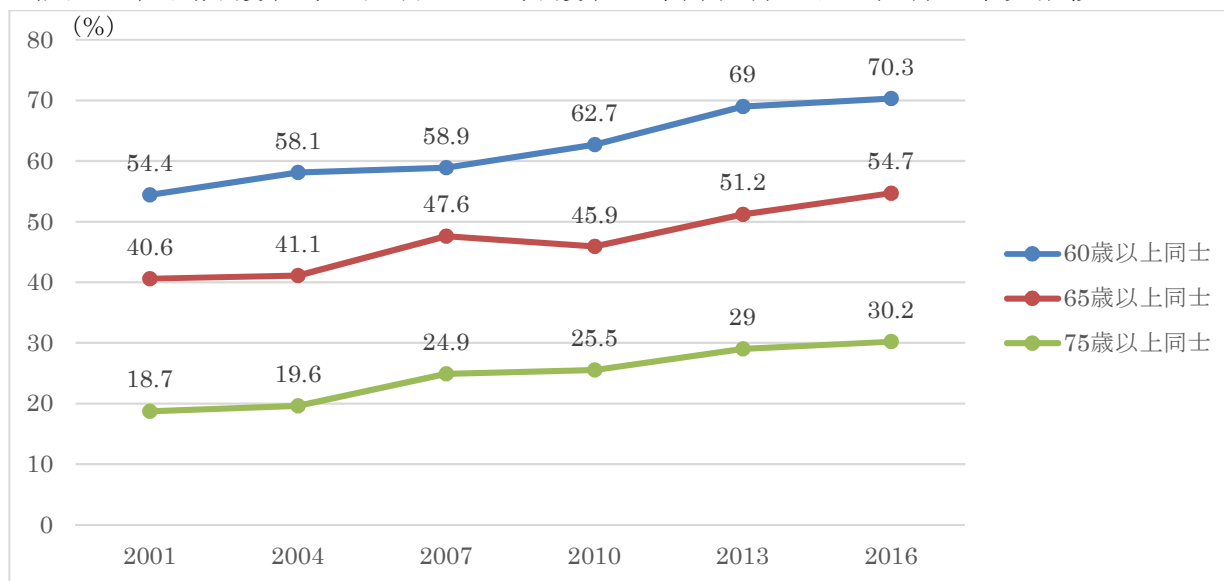
※平成28年版犯罪白書による

第2章 現状と課題

(8) 相談ニーズの複合化

- 介護者が高齢化した「老老介護」、引きこもりが長期化し、親が高齢化した「8050問題」、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）、障害のある子と要介護の親の世帯、精神疾患患者や、がん患者、難病患者など、地域生活を送るうえで保健医療分野に加え、福祉や就労などの分野にまたがって支援を必要とする人が増加しています。（図39、表4、図40）

(図39) 要介護者等と同居の主な介護者の年齢組合せ別の割合の年次推移

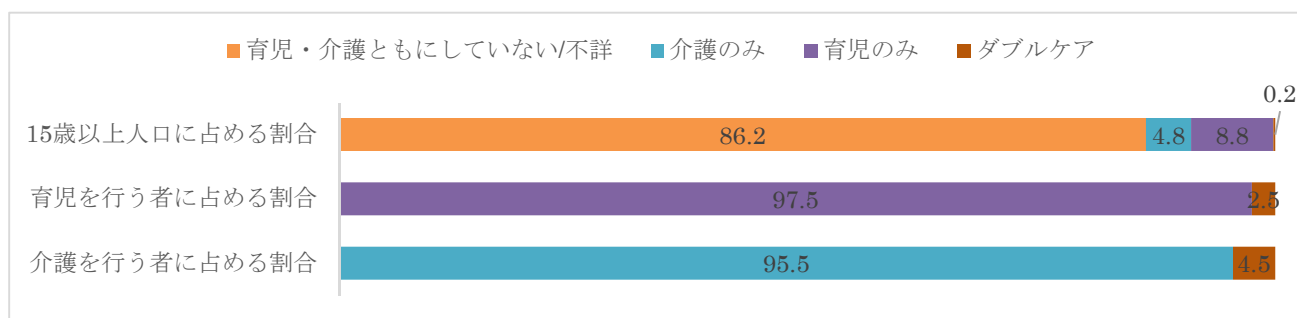


※厚生労働省「国民生活基礎調査」平成28年。平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

(表4) ダブルケアの推計人口（全国）

	女性	男性
介護を行う者	356.8万人	200.6万人
育児を行う者	593.5万人	406.1万人
ダブルケアを行う者	16.8万人	8.5万人

(図40) ダブルケアの割合（全国）



※総務省「就業構造基本調査」平成24年より内閣府にて特別集計。

※「ふだん育児をしている」「ふだん介護をしている」の両方を選択した者を「ダブルケアを行う者」として集計。

第2章 現状と課題

- 包括的な相談支援などを行う「中核地域生活支援センター」に寄せられた相談内容や、センターの対応を見ると、様々な対応が求められていることがわかります。
(表5、表6)

(表5) 中核地域生活支援センターへの相談内容

	n=2,655		n=2,829		n=2,666	
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
経済的困窮	540	20.3	517	18.3	589	22.1
食べ物がなくて困っている			90	3.2	105	3.9
借金がある・債務整理をしたい	170	6.4	166	5.9	160	6.0
年金を申請したい	82	3.1	83	2.9	92	3.5
介護・支援サービスに関すること	787	29.6	810	28.6	798	29.9
介護・子育ての悩み	378	14.2	372	13.1	352	13.2
障害や疾病に必要な配慮を知りたい	161	6.1	198	7.0	199	7.5
仕事に関すること	414	15.6	497	17.6	493	18.5
住まいに関すること	392	14.8	471	16.6	476	17.9
医療に関すること	364	13.7	501	17.7	520	19.5
健康不安	460	17.3	422	14.9	429	16.1
家庭内の暴力・虐待	404	15.2	402	14.2	401	15.0
第三者からの権利侵害	54	2.0	69	2.4	58	2.2
触法行為・非行行動	72	2.7	142	5.0	156	5.9
成年後見に関する事柄	32	1.2	42	1.5	33	1.2
法律の専門家に相談したい	74	2.8	90	3.2	94	3.5
財産管理・金銭管理	222	8.4	225	8.0	223	8.4
不登校・ひきこもり	283	10.7	291	10.3	327	12.3
希死念慮	65	2.4	88	3.1	64	2.4
家族関係の悩み	671	25.3	773	27.3	793	29.7
人間関係の悩み	207	7.8	296	10.5	316	11.9
余暇活動	59	2.2	46	1.6	56	2.1
教育に関すること	130	4.9	162	5.7	33	1.2
話を聞いてほしい	339	12.8	430	15.2	458	17.2
自立したい・させたい	380	14.3	331	11.7	100	3.8
刑務所からの出所後の支援			38	1.3	36	1.4
性別に関する悩み			4	0.1	6	0.2
言語や国籍の悩み			35	1.2	37	1.4
その他	177	6.7	192	6.8	129	4.8

※中核地域生活支援センター活動白書2017より ※複数回答。15%以上を赤字で表記。

第2章 現状と課題

(表6) 中核地域生活支援センターの対応

	n=2,655		n=2,829		n=2,666	
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
生活保護の申請支援	126	4.7	139	4.9	128	4.8
公的貸付制度の申請支援	50	1.9	32	1.1	23	0.9
債務整理の支援	96	3.6	85	3.0	60	2.3
年金申請の支援	81	3.1	74	2.6	88	3.3
介護・支援サービスに関する支援	720	27.1	804	28.4	674	25.3
介護・子育て・障害の相談窓口等の紹介	551	20.8	486	17.2	411	15.4
就労に関する支援	178	6.7	220	7.8	198	7.4
住まいに関する支援	282	10.6	424	15.0	405	15.2
医療に関する支援	511	19.2	599	21.2	565	21.2
睡眠や服薬等、生活管理の支援	81	3.1	86	3.0	81	3.0
金銭管理に関する支援	51	1.9	47	1.7	56	2.1
虐待、暴力への対応	156	5.9	150	5.3	138	5.2
消費者被害に関する支援	6	0.2	14	0.5	0	0.0
成年後見申立に関する支援	31	1.2	29	1.0	26	1.0
障害や疾病、療育に関する説明、情報提供	541	20.4	541	19.1	317	11.9
教育に関わる支援	142	5.3	189	6.7	185	6.9
家族関係の調整	378	14.2	412	14.6	411	15.4
人間関係の調整	84	3.2	122	4.3	120	4.5
地域の活動団体の紹介	64	2.4	132	4.7	126	4.7
買物、安否確認等の直接的な生活支援	280	10.5	373	13.2	389	14.6
生活スキルの習得支援	32	1.2	37	1.3	34	1.3
傾聴、話し相手	781	29.4	891	31.5	963	36.1
信頼関係の形成	168	6.3	220	7.8	184	6.9
関係者会議の主催または参加	354	13.3	358	12.7	320	12.0
書類・契約等の手続き			78	2.8	96	3.6
通訳の確保			10	0.4	111	4.2
法律家のつなぎ			98	3.5	97	3.6
食糧支援			70	2.5	74	2.8
その他	281	10.6	145	5.1	150	5.6

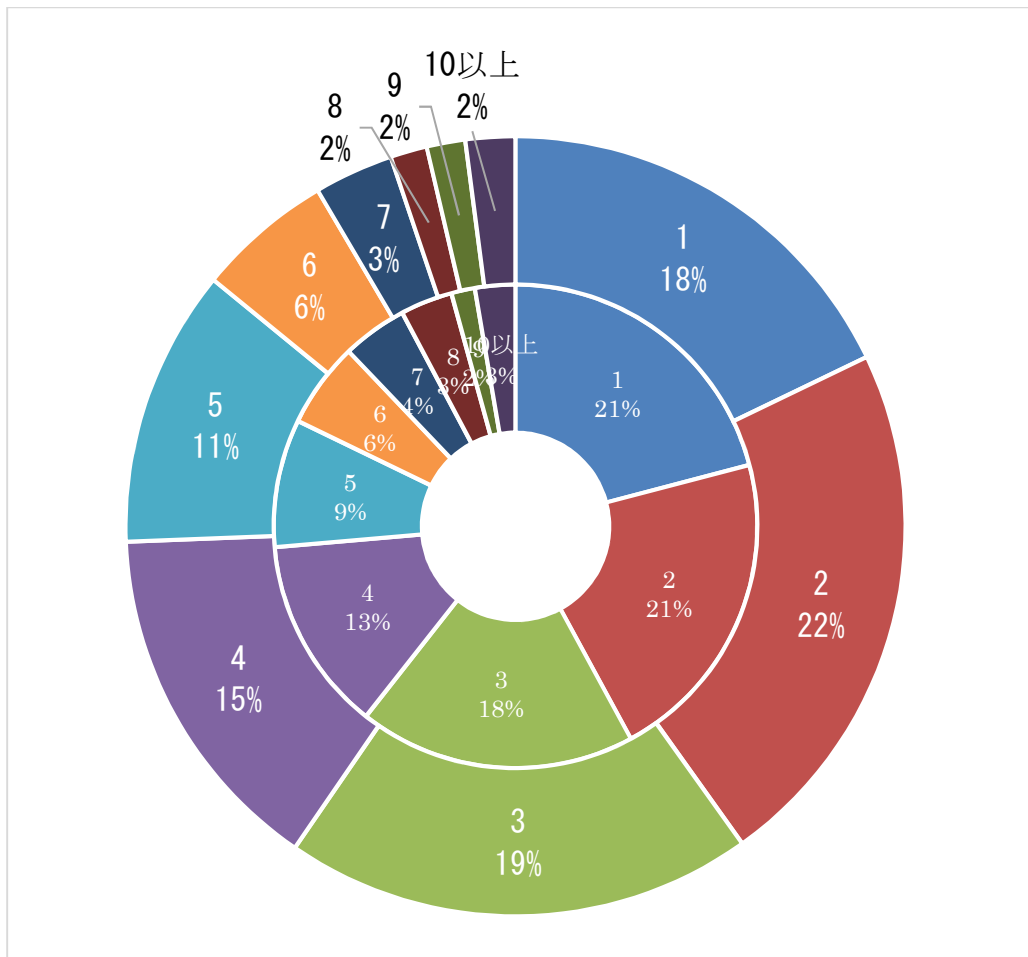
※中核地域生活支援センター活動白書2017より

※複数回答。15%以上を赤字で表記。

第2章 現状と課題

- また、1か月以上にわたって支援を行っている相談者について2016年と2017年を比較したところ、複数の相談ニーズを抱える人が増加しており、相談ニーズの複合化が進んでいます。(図4-1)

(図4-1) 中核地域生活支援センターにおける相談内容の項目数の割合



※中核地域生活支援センター活動白書2017及び2016掲載データをもとに作成

※外側の円グラフ：2017年 1,333人、内側の円グラフ：2016年 1,262人

1か月以上にわたって支援を行っている相談者について集計

第2章 現状と課題

(9) 介護分野の人材不足

- 本県の介護職員数は、2016年度には76,792人でしたが、団塊の世代が75歳以上となる2025年度にはその需要見込数109,785人に対し、供給見込数は81,399人となり、28,386人不足すると見込まれています。(2018年5月21日公表 第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数(厚生労働省))
- 本県の介護関連職種の有効求人倍率は4.88倍(2017年)であり、全職種の1.25倍に比べ高い水準にあります。また介護職員の離職率も、15.4%(2017年)で全産業14.9%に比べると高くなっており、引き続き人材の確保・定着を図る必要があります。(表7、表8)

(表7) 介護関連職種の求人数及び求職者数等の状況 (単位：人、倍)

	職種	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
千葉	介護関連職種	8,299	1,688	4.88
	全職種	77,324	61,627	1.25
全国	介護関連職種	225,236	52,310	4.31
	全職種	2,696,364	1,792,673	1.50

※厚生労働省「職業安定業務統計」(2017年12月末)に基づき作成した。

介護関連職種は、訪問介護職員及び施設介護員(看護職、介護支援専門員¹⁰除く)をいう。

(表8) 介護職員の離職率の推移 (単位：%)

	介護職員(全国)	介護職員(千葉県)	全産業(全国)
2015年	16.5	20.8	15.0
2016年	16.7	17.8	15.0
2017年	16.2	15.4	14.9

※介護職員は(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査」、全産業は厚生労働省「雇用動向調査」に基づき作成した。

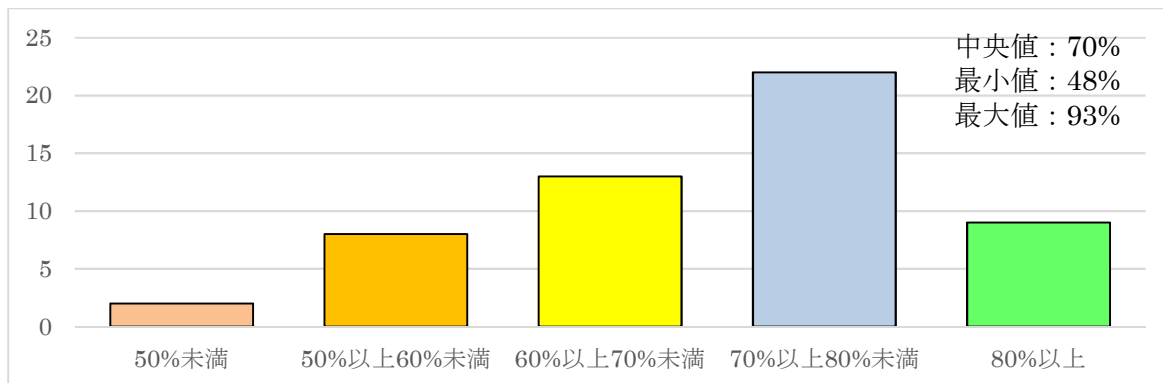
¹⁰ 介護支援専門員(ケアマネジャー)：要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたものをいい、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるようケアプランの作成や市町村、サービス事業者等との連絡調整等を行います。ケアマネジャー、略してケアマネともいわれます。

第2章 現状と課題

(10) 自治会・町内会等の加入率の地域差

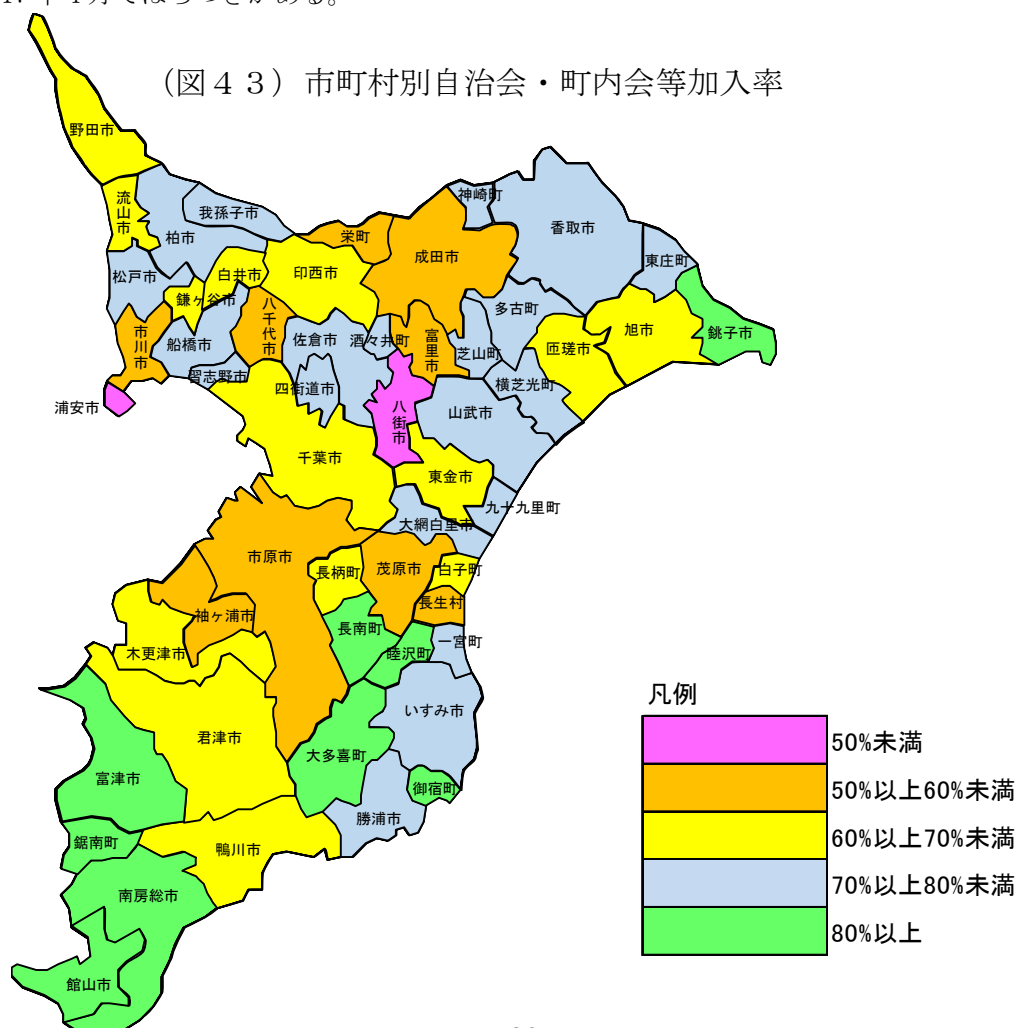
- 県内の自治会・町内会加入状況については、直近のデータでは70%以上80%未満の市町村数が22と最も多く、中央値は70%です。分布をみると80%以上の市町村が9市町ある一方で、70%未満の市町村数も23市町村あり、地縁的な団体である自治会・町内会の加入率からも、地域社会におけるつながりに地域差があることがうかがえます。(図42、図43)

(図42) 県内市町村の自治会・町内会等加入率の分布



※環境生活部県民生活・文化課調査を踏まえて作成。各市町村の加入率の調査時点は2016年4月～2017年4月でばらつきがある。

(図43) 市町村別自治会・町内会等加入率

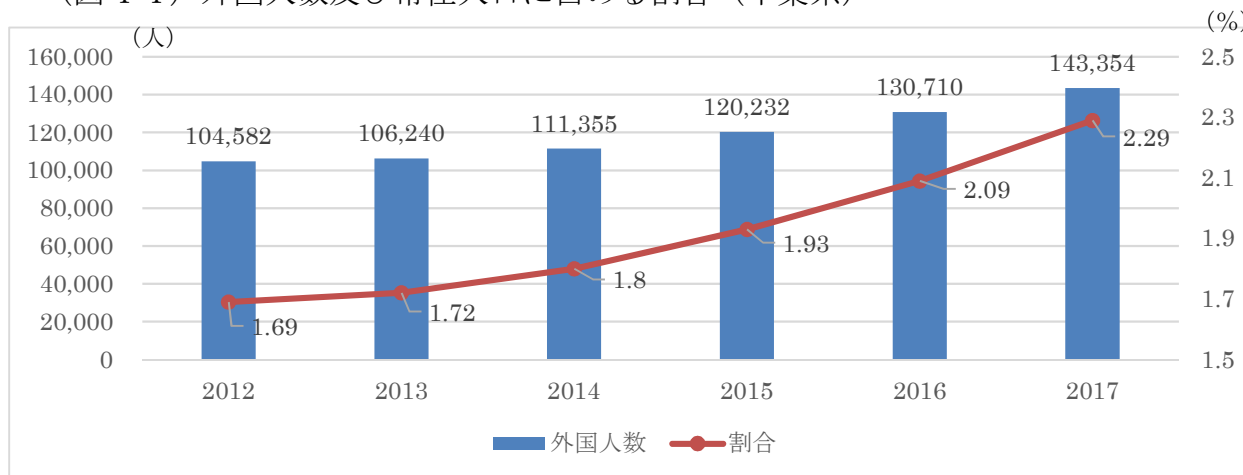


第2章 現状と課題

(11) 外国人の増加

- 住民基本台帳制度に基づく県内の外国人数は、143,354人（2017年12月末）であり、常住人口に占める割合は2.29%で、増加傾向となっています。国・地域別にみると、人数の多い順に、中国、フィリピン、韓国・朝鮮、ベトナム、ネパールとなっており、ベトナムとネパールについては近年、特に増加しています。（図44）

(図44) 外国人数及び常住人口に占める割合（千葉県）



※外国人数は千葉県総合企画部国際課調べ。常住人口は各年、翌年の1月1日現在。

(12) 災害時における要配慮者への対応

- 改正災害対策基本法（2013年6月21日公布）では、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義し、国や地方公共団体は、要配慮者に対し、防災上必要な措置の実施に努めなければならないこととしています。併せて、要配慮者のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難で特に支援を要する人々（避難行動要支援者）が迅速に避難できるよう、必要な情報を自主防災組織等に提供するため、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。2018年6月現在、53市町村において名簿が作成されています。
- 市町村は、避難行動要支援者名簿に基づき、一人ひとりに対する具体的な避難支援のための個別計画を策定するとともに、バリアフリー化などに配慮した福祉避難所¹¹の整備等や、避難生活を送るために必要な物資、備品等の備蓄に努めることとされています。なお、個別計画は、2018年6月現在では19市町が策定済みとなっています。

¹¹ 福祉避難所：既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害のある人など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことです。

V. 地域福祉計画の策定状況と県民の意識・活動状況

(1) 市町村地域福祉計画*の策定状況

- 社会福祉法の改正により、市町村の地域福祉計画は、地域共生社会の実現に向けた地域のビジョン、実現のために解決すべき課題及び解決の方法を示す計画として位置付けられました。

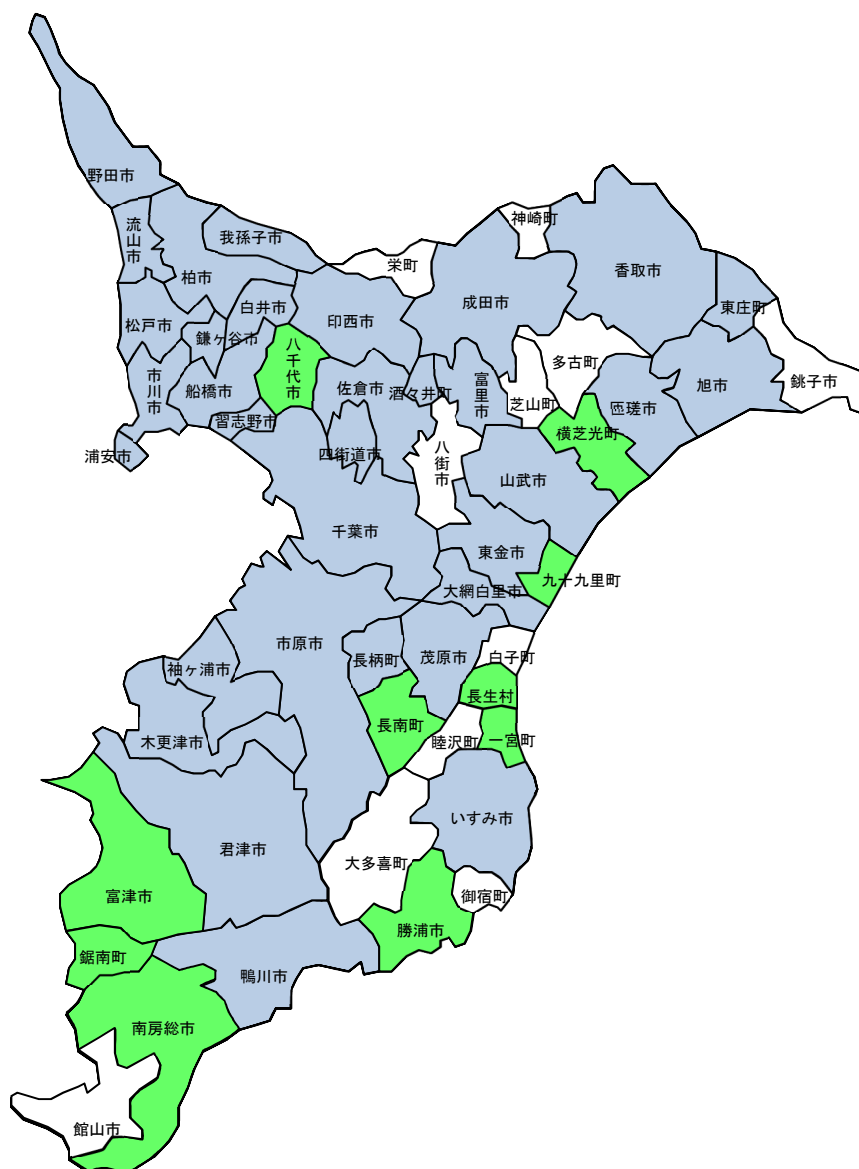
市町村は、社会福祉の推進に関する一般的な事項に加え、地域における高齢・障害・児童その他の各福祉分野に関し、共通して取り組むべき事項を地域福祉計画に記載するとともに、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう、努めなければなりません。

今後、到来する少子高齢化、人口減少社会に向けて、地域の力を高め、地域の持続可能性を高めていくため、全ての市町村と住民が、福祉の各分野に対する上位計画としての地域福祉計画の策定を通じ、地域のビジョンや課題等を共有することが必要です。

- 2018年4月現在、地域福祉計画を策定している市町村は54市町村中33市町村であり、策定率は61.1%ですが、2020年度までに策定を予定している市町村が10あります。(図45)

第2章 現状と課題

(図45) 県内市町村地域福祉計画*策定状況 (県健康福祉指導課調べ)



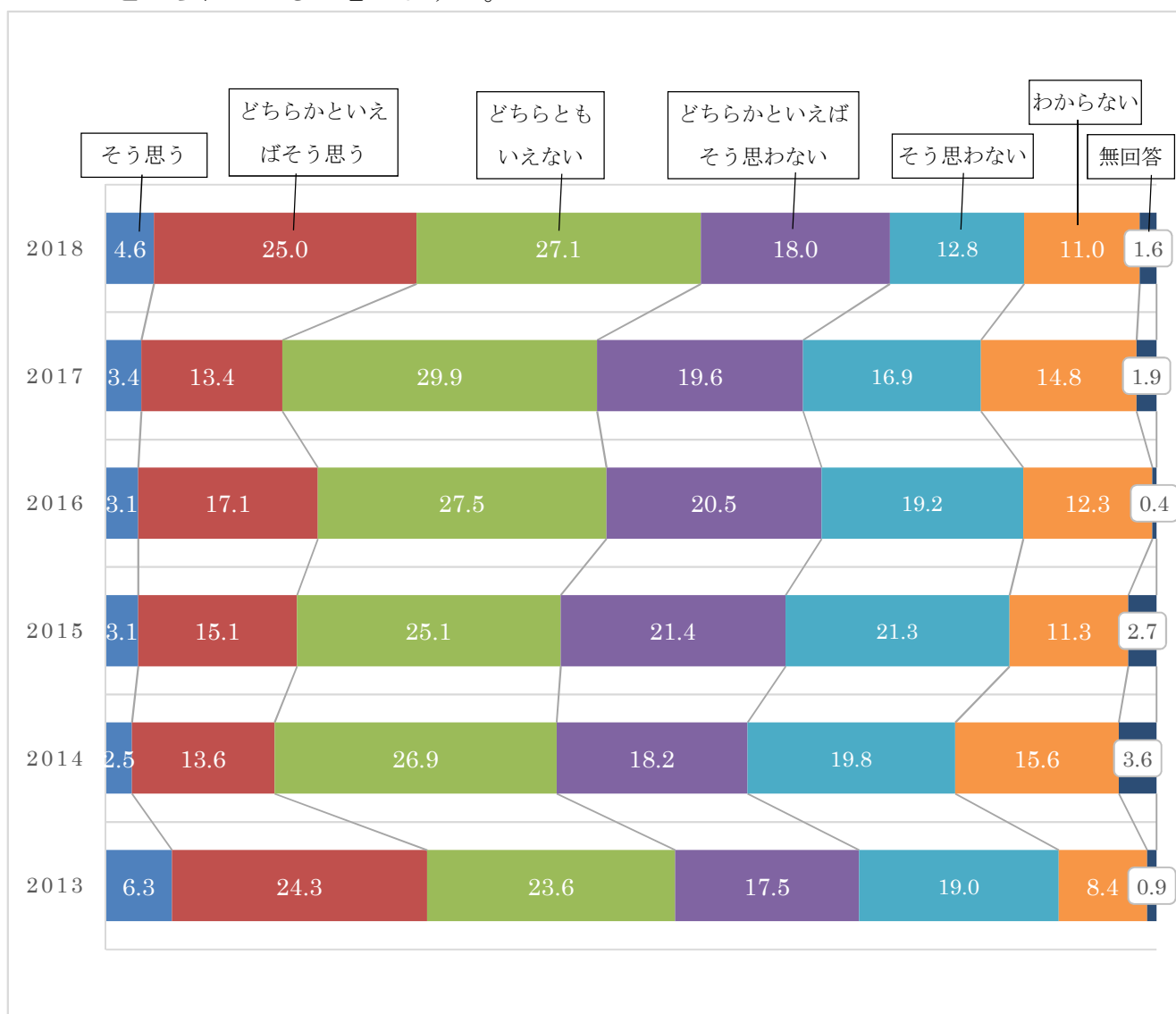
第2章 現状と課題

(2) 県政に関する世論調査¹²の結果

- 2018年度「第56回県政に関する世論調査」において、安心して暮らせる地域社会づくりについて聞いたところ、「そう思う」（4.6%）と「どちらかといえばそう思う」（25.0%）を合わせた『そう思う』は約3割（29.5%）となっています。一方「どちらかといえばそう思わない」（18.0%）と「そう思わない」（12.8%）を合わせた『そう思わない』は3割（30.8%）となっています。（図4.6）

(図4.6) 「県政に関する世論調査」結果

問：あなたは地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりが進められていると思いますか。



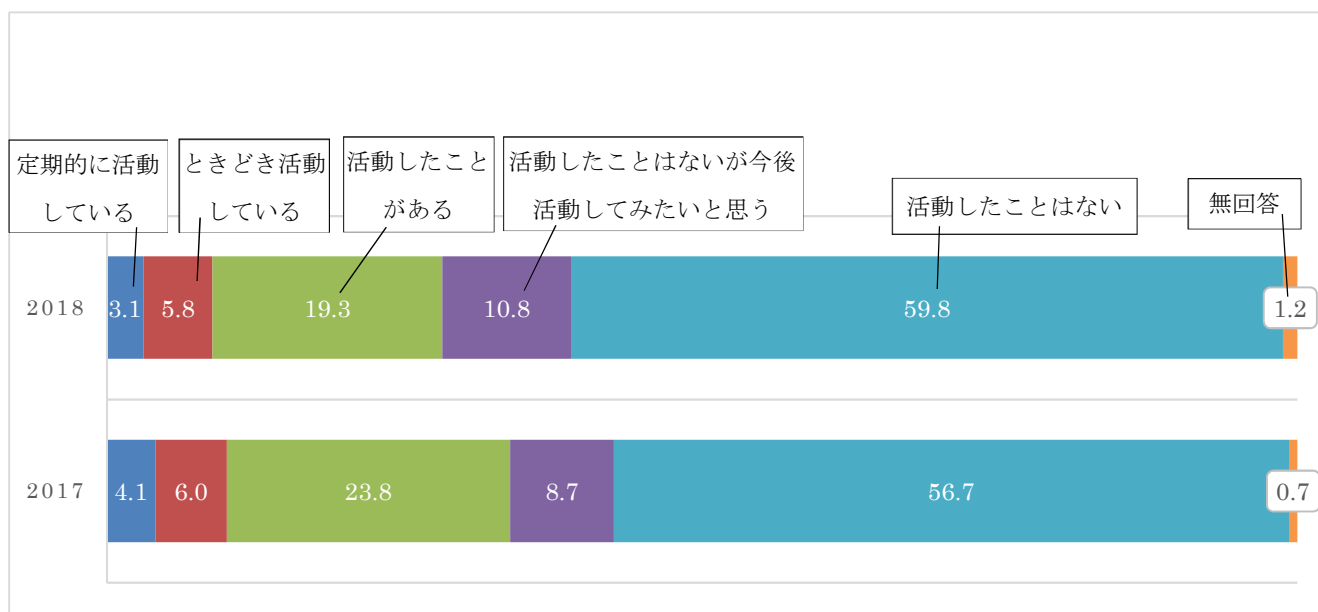
¹² 県政に関する世論調査：県民の皆さんの生活意識や県政への関心などを把握し、県政運営の基礎資料とするために千葉県が行う調査です。

第2章 現状と課題

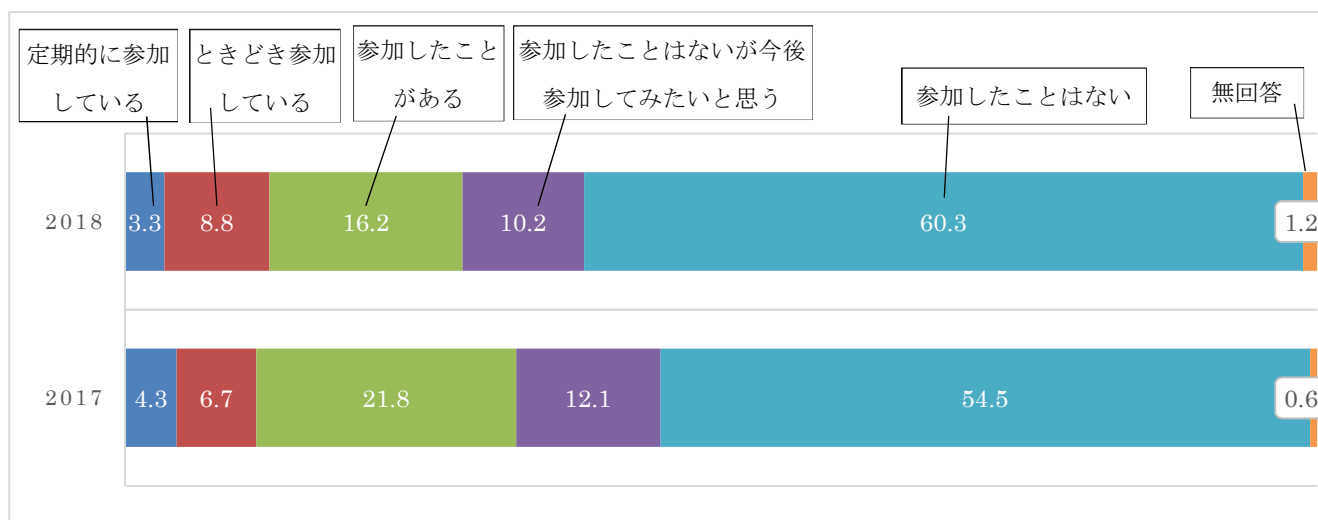
- ボランティア活動経験についての質問では「定期的に活動している」「ときどき活動している」「活動したことがある」の3つをあわせた『活動したことがある』は28.2%でした。また、市民活動団体¹³の活動への参加経験についての質問では「定期的に参加している」「ときどき参加したことがある」「参加したことがある」をあわせた『参加したことがある』が28.3%となっています。(図47)

(図47)「県政に関する世論調査*」結果

問：あなたはボランティアとして活動したことがありますか。



問：市民活動団体の活動に参加したことがありますか。



¹³ 市民活動団体：県民が自発的に地域や社会の問題を解決するために活動している団体で、NPOとも呼ばれ、NPO法人・ボランティア団体など任意団体等の総称のことをいいます。

第2章 現状と課題

(3) インターネットアンケートの結果

- 県では、「地域社会づくりの活動の状況」などについて、2018年11月30日から12月13日に、インターネットアンケート調査を実施しました。回答者数は168名（回答率11.8%）で、約8割が地域社会づくりに関する活動経験があり、そのうち約7割は、自治会を通じて活動しています。
- 活動の内容は、清掃や除草などの地域の美化活動のほか、自治会等の役員、地域のお祭り等でのスタッフ、廃品回収、防犯パトロールなどが多くなっています。また、約8割が、今後も活動したいという意向を持っており、その理由としては「社会貢献したい」「この地域で生活するには必須だから」が多い状況です。
- 「多くの人が地域社会づくりの活動に参加するにはどうしたらよいと思うか」との質問に対しては、さまざまな意見がありました。誰でも気軽に参加できるよう、年齢や健康状態に合わせてできる活動を設定することや、活動に関する情報提供を行政等が積極的に行うこと、子連れ参加や親子参加ができるようにして、子どもたちから地域社会づくりの意識を醸成することなどがあげられています。また、地域社会づくりを我が事として捉えてもらうことの必要性や、災害時の対応を地域で考えることを活動のきっかけにしてはどうかとの意見がありました。強制はせず、できる範囲やできる時間にすることが重要、という意見が見られる一方で、活動がある程度「社会的責務」であるという認識を持たせたほうが良いという意見もありました。
- 身近な自治会での活動が、地域社会づくりの活動として取り組みやすい、との意見もあり、地域の中で一人ひとりが地域社会づくりに関して何らかの役割を持ち、できることから参加するため、自治会への加入促進も地域社会づくりの活動促進の一つの方法と考えられます。

VI. 地域の課題

(1) 少子高齢化の進展への対応

2025年は団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となりますが、2040年には団塊ジュニア世代も65歳以上になります。2040年の高齢化率*は35.0%、75歳以上の割合は19.2%、2045年の高齢化率は36.4%、75歳以上の割合は20.7%です。高齢になると疾病リスクが高まり、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の急激な増加が見込まれます。

県民のニーズに的確に対応できる質の高い福祉人材を安定的に確保していくことは、県民生活を支える福祉・介護制度を維持する上で、不可欠の要素であると言えます。

しかしながら、少子高齢化の進行等により、生産年齢人口が減少することが見込まれる中で、地域福祉の担い手は、専門職の育成だけでなく、地域における新たな支え合いも含めて、考えていく必要があります。

(2) 子育ての支援

年少人口の割合は低下が見込まれています。少子化の問題は、若者の経済的な不安定さや長時間労働、仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感、教育費負担の重さなど、様々な要因が複雑に絡み合って生じています。長時間労働の是正などの働き方改革や、保育の受け皿整備などの施策が進められていますが、子育てしやすい社会を実現するためには、職場・地域など、様々な場において、多様な主体による幅広い支援が展開されることが必要です。

核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、悩みを誰にも相談できず、一人で問題を抱え込んでしまう人もいます。子育ての孤立感やストレスが増幅する前に支援や手助けを受けられるよう、地域全体で子供を育む環境整備・機運醸成が不可欠です。

仕事と子育てを両立できる環境整備や、子育てに対する保健・医療・福祉・教育等が連携した包括的な切れ目ないサービスの充実等とともに、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりが求められています。

(3) 課題の複雑化・多様化への対応

高齢化や生涯未婚率の上昇により、単身世帯数の増加傾向は今後も続くと推計されています。家族内の支え合いによる問題解決力は、低下しています。

一人暮らしの高齢世帯も増加傾向です。長寿により、一人暮らしの期間が長期化し、結果的に、社会関係、人間関係が希薄化し、孤立した一人暮らしに陥りやすい状況があります。尊厳を守りながら地域で支え合う仕組みが必要です。

介護者が高齢化した「老老介護」、引きこもりが長期化し、親が高齢化した「8

第2章 現状と課題

050問題」、介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」など、世帯の中で複数の生活課題を持つケースが増加しています。制度が対象としない身近な生活課題への対応や、軽度の認知症や精神疾患が疑われ、問題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない人への対応も必要です。

生活困窮や虐待、ひきこもりなど、問題が顕在化しにくい生活課題が多様化しています。出所者への適切な支援も必要です。

多様な生活課題を解決するためには、住民に身近な圏域において、地域住民等が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みたり、相談を包括的に受け止められる体制を整備するとともに、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が必要です。

また、災害時において、自ら避難することが困難で特に支援を要する人々が迅速に避難できるよう、名簿の作成など市町村の取組と併せ、防災訓練への参加など地域住民の取組も促していく必要があります。

(4) 地域の実情を踏まえた対応

県の北西部は急速な高齢化が進み、県南部・東部は高い高齢化と人口減少が見込まれるなど、地域の姿や課題は様々です。

都市部では、高齢者人口の増加に伴い、生活を支えるために必要となる医療・福祉サービスの量的な確保が必要です。

郡部では、人口の減少により、サービス利用者数が減少し、対象者ごとに公的支援の提供機関を安定的に運営することが難しくなる可能性もあります。買い物や通院、地域活動への参加など、日常の移動手段の確保も、重要な視点です。

また、それぞれの地域にある医療・福祉サービス資源の量や、住民の地域活動、コミュニティの状況は、同じ市町村内であっても異なっています。

市町村は、日常生活圏域の特性も踏まえながら取り組みを進め、県はそれぞれの実情を踏まえて市町村を支援する必要があります。